

吉賀町
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書

平成27年3月

島根県吉賀町

目 次

第1章 計画策定の趣旨

- 1. 計画策定のねらい ----- 1-1
- 2. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ ----- 1-2
- 3. 計画の期間 ----- 1-3
- 4. 計画対象廃棄物 ----- 1-4

第2章 吉賀町の都市特性

- 1. 吉賀町の位置と歴史 ----- 2-1
- 2. 吉賀町の主要指標 ----- 2-2

第3章 ごみ処理基本計画

- 1. ごみ処理の現状と課題 ----- 3-1
- 2. ごみ処理の目標 ----- 3-11
- 3. 数値目標 ----- 3-12
- 4. 計画の体系 ----- 3-20
- 5. ごみの発生・排出抑制の推進（排出抑制計画） ----- 3-21
- 6. リサイクルの推進（再生利用計画） ----- 3-23
- 7. 適正処理の推進（ごみ処理計画） ----- 3-24

第4章 計画の進行管理

- 1. 計画の進行管理 ----- 4-1
- 2. 進行管理指標 ----- 4-1

巻末資料

第1章

計画策定の趣旨

1. 計画策定のねらい

吉賀町（以下「本町」という。）は、「自然の恵みに生まれ、人と共に生きる自立発展のまち」を将来像として掲げ、健康で安心して暮らせる「まち」を目指し、様々な環境衛生対策の推進を図っています。快適で安全に暮らせるまちづくりのためには、大量生産、大量消費、大量廃棄による社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していくことが必要です。そのためには、住民や事業者、行政がそれぞれの立場で役割を認識し、様々な取り組みを実践することが重要です。

本町のごみ処理は、燃えるごみの焼却処理に加え、その他のごみは徹底した分別収集を実施して可能な限りの資源化等を進め、埋立物の削減を図るなど、適正処理に努めてきました。燃えるごみの焼却処理は、益田地区広域市町村圏組合にて運営管理する益田クリーンセンターで適正かつ安全に処理を行い、処理残渣は益田市の最終処分場に委託処理しています。そのほかのごみは、鹿足郡不燃物処理組合が運営管理する鹿足郡リサイクルプラザにて破碎・選別・梱包等の中間処理を行い資源化に努めています。

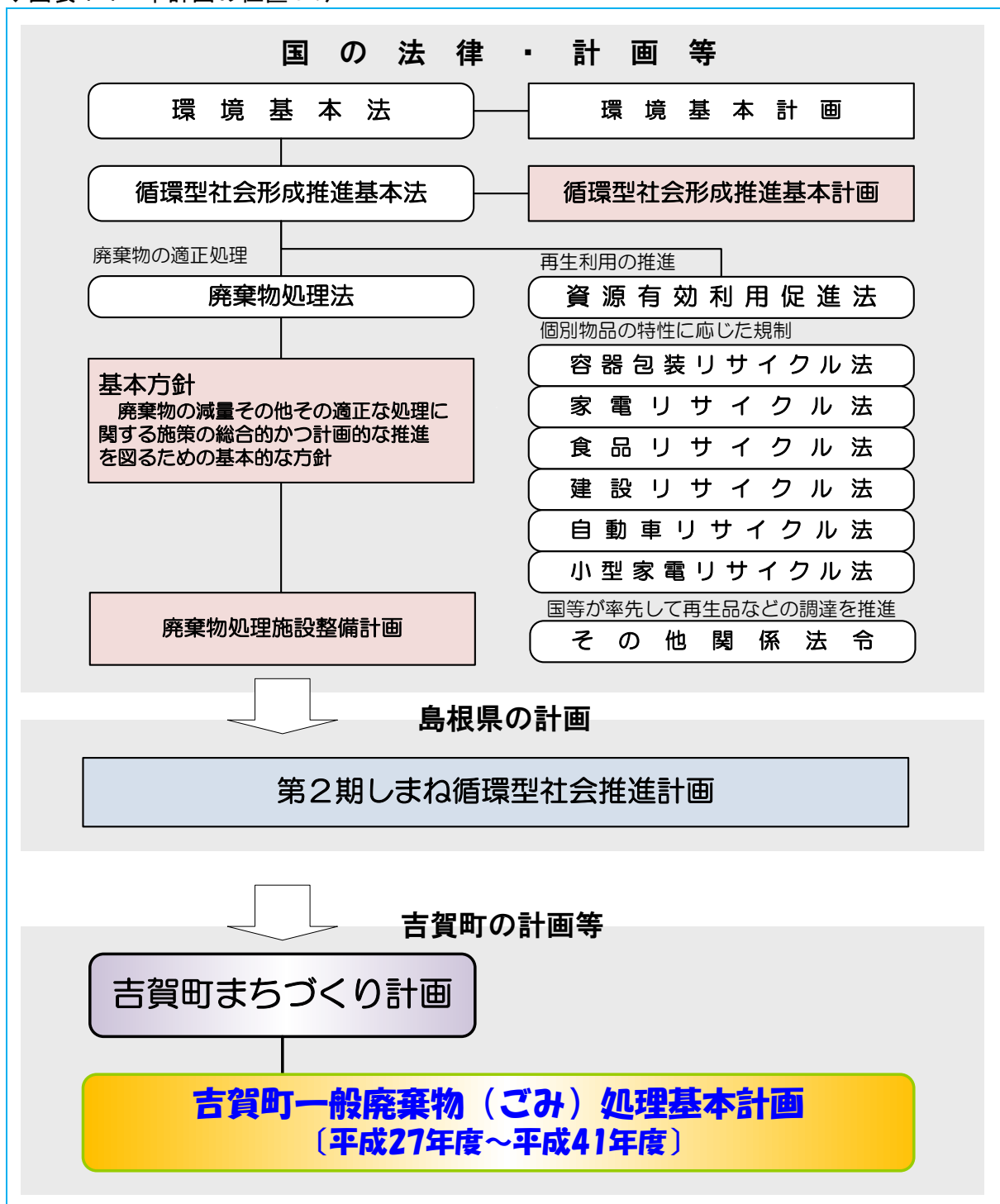
こうした状況において、本町の一般廃棄物（ごみ）処理について今後の処理方針を示すことが必要となりました。この「吉賀町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、こうした点を踏まえ、今後の一般廃棄物処理に関し、持続可能な循環型社会を形成していくための目標値を定め、これを達成するために住民・事業者の具体的な取り組み、さらに行政の施策を示したものです。

2. 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき策定したものです。

本計画は、図表 1-1 に示すように、国の法律・計画等並びに島根県の『第2期しまね循環型社会推進計画』と整合したものです。

◆図表 1-1 本計画の位置づけ

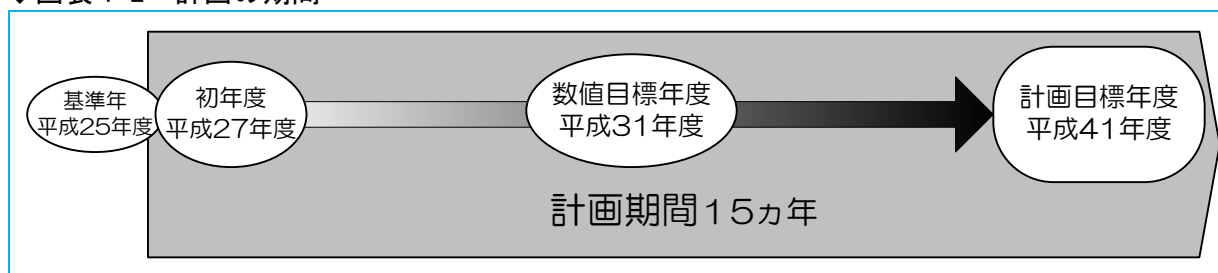


3. 計画の期間

本計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 41 年度を計画目標とする 15 カ年計画とし、平成 31 年度をごみ排出抑制目標等の数値目標年度とします。

なお、本計画は概ね 5 年ごとに改訂します。

◆図表 1-2 計画の期間



※計画の期間等

計画の期間

- ・ 一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省）によると 10～15 年とされている。

計画目標年度 ⇒ 平成 41 年度

- ・ 計画目標年度は、計画の期間を 15 年間とし平成 41 年度とする。

基準年度 ⇒ 平成 25 年度

- ・ 基準年度は、ごみ排出抑制目標値を設定するための現状を示すもので、本計画では、最新年の平成 25 年度とする。

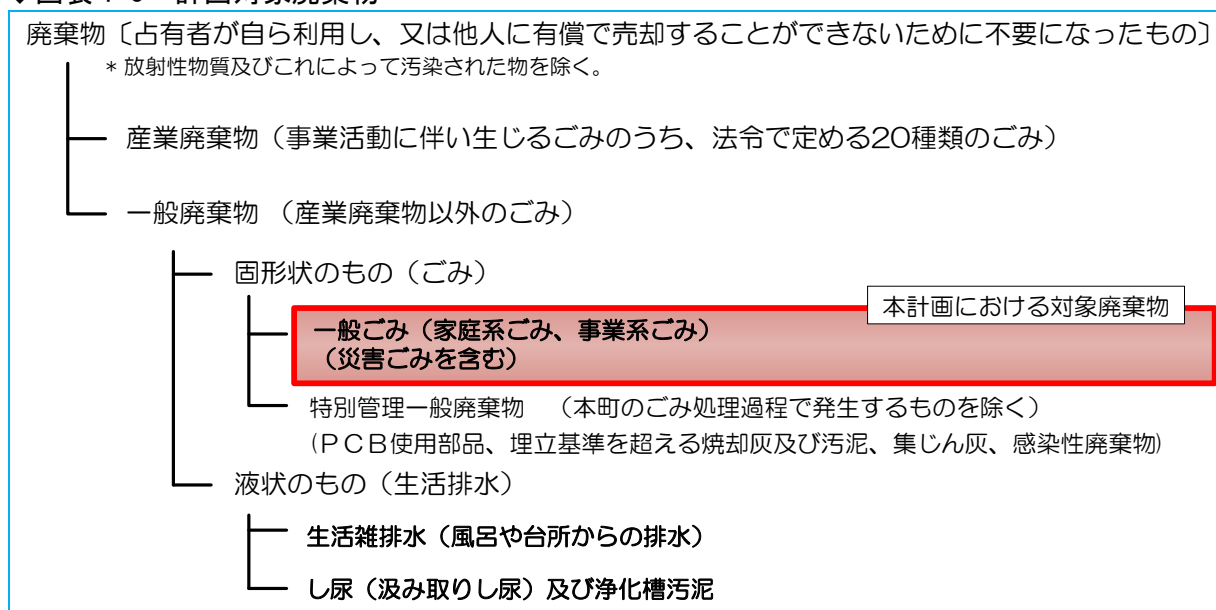
数値目標年度 ⇒ 平成 31 年度

- ・ 本計画では、ごみ排出抑制目標等の数値目標を定めることから、その数値目標年度は、本計画の中間年となる平成 31 年度とする。

4. 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3 のとおり一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下「ごみ」という。）とします。なお、行政において処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表 1-4 のとおりとします。

◆図表 1-3 計画対象廃棄物



◆図表 1-4 本計画の処理対象外とするごみとその扱い

区 分	取 扱
P C B 使用 部 品	本町では取り扱わない。製造業者等の引き取りとする。
集 じ ん 灰	本町では取り扱わない。専門業者の引き取りとする。 （本町管内のごみを処理する過程で発生するものを除く）
感 染 性 廃 棄 物	本町では取り扱わない。専門業者の引き取りとする。
家 電 リ サ イ ク ル 法 対 象 品 目	ブラウン管式テレビ・薄型テレビ（液晶テレビ・プラズマテレビ）、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンについては、販売店で引き渡し、指定場所への持ち込みとする。 （薄型テレビ（液晶テレビ・プラズマテレビ）、衣類乾燥機はH21. 4. 1 施行）
パ ソ コ ン	製造業者等の引き取りとする。
そ の 他 本 町 で 指 定 す る 処 理 困 難 物	以下のごみは、本町では取り扱わない。販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者へ処理を依頼することとする。 ・ガスボンベ、油類・シンナー、塗料、農薬、火薬などの危険物 ・バイク、農業機器、自動販売機、営業用看板などの大型機材 ・建築廃材、瓦、ブロック、石材、解体廃材、石・土・砂などの家屋の改築、構造物の解体によって生じた不要物 ・タイヤ、バッテリー、ビニールシート、農業用シート など

第2章

吉賀町の都市特性

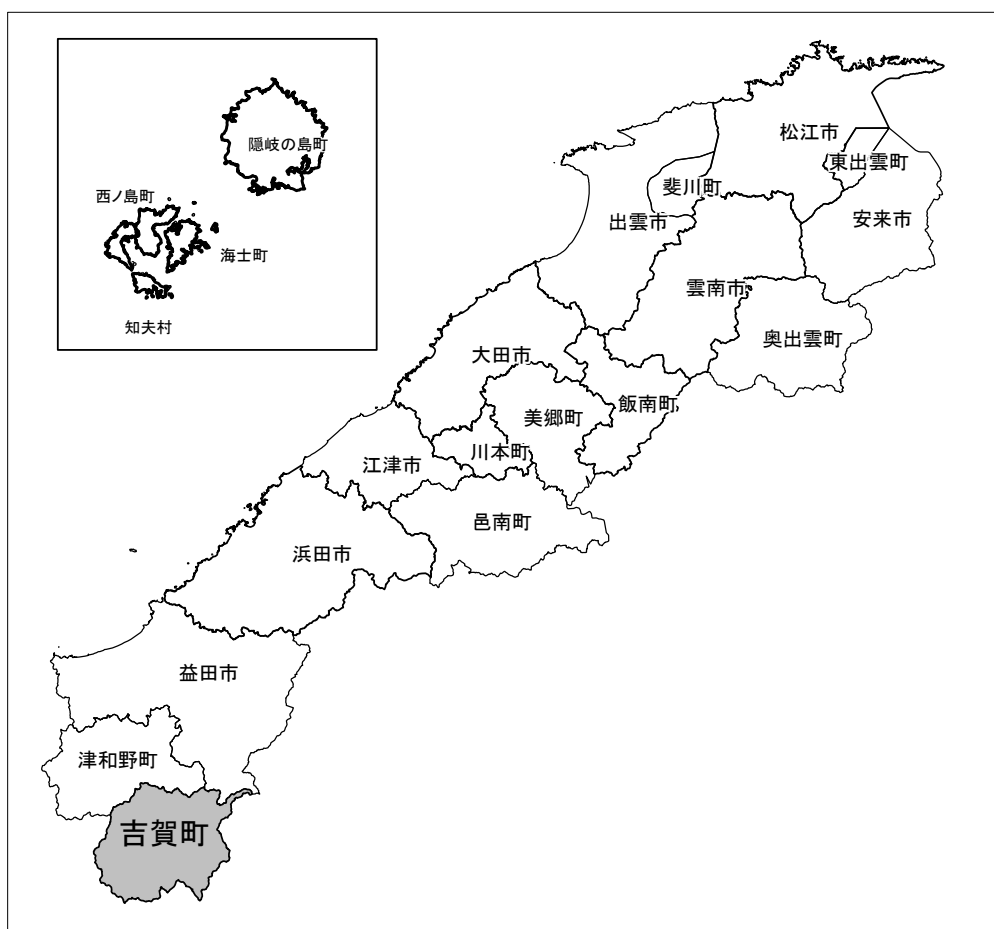
1. 吉賀町の位置と歴史

本町は島根県の西端に位置し、中国自動車道のインターチェンジを有した島根県の西の玄関口です。1,263mの安蔵寺山等、険しい山々に囲まれた自然豊かな中山間地域です。北は津和野町と一部分益田市に接し、西に山口県山口市、南に山口県周南市、東に山口県岩国市に接しています。現在（平成25年10月1日）の面積は336.29K㎡です。

本町は吉賀地方と呼ばれ、江戸時代には吉賀三領「上領」「中領」「下領」に属し、参勤交代にも使われた主要街道筋で宿場町でもありました。

旧柿木村は明治22年4月1日に村制を施行して以来、平成17年10月の合併まで、行政区域を変えることなく続いた村でした。また、旧六日市町は、市制・町村制が施行された当時七日市村、朝倉村、六日市村、蔵木村の四村でした。その後、六日市村は昭和22年11月3日に町制を施行し、昭和29年12月1日朝倉村・蔵木村と合併、昭和31年9月30日七日市村と合併しました。そして、平成17年10月1日、旧柿木村と旧六日市町が合併して、現在の吉賀町が誕生しました。（町HP：町の概要参照）

◆図表2-1 本町の位置

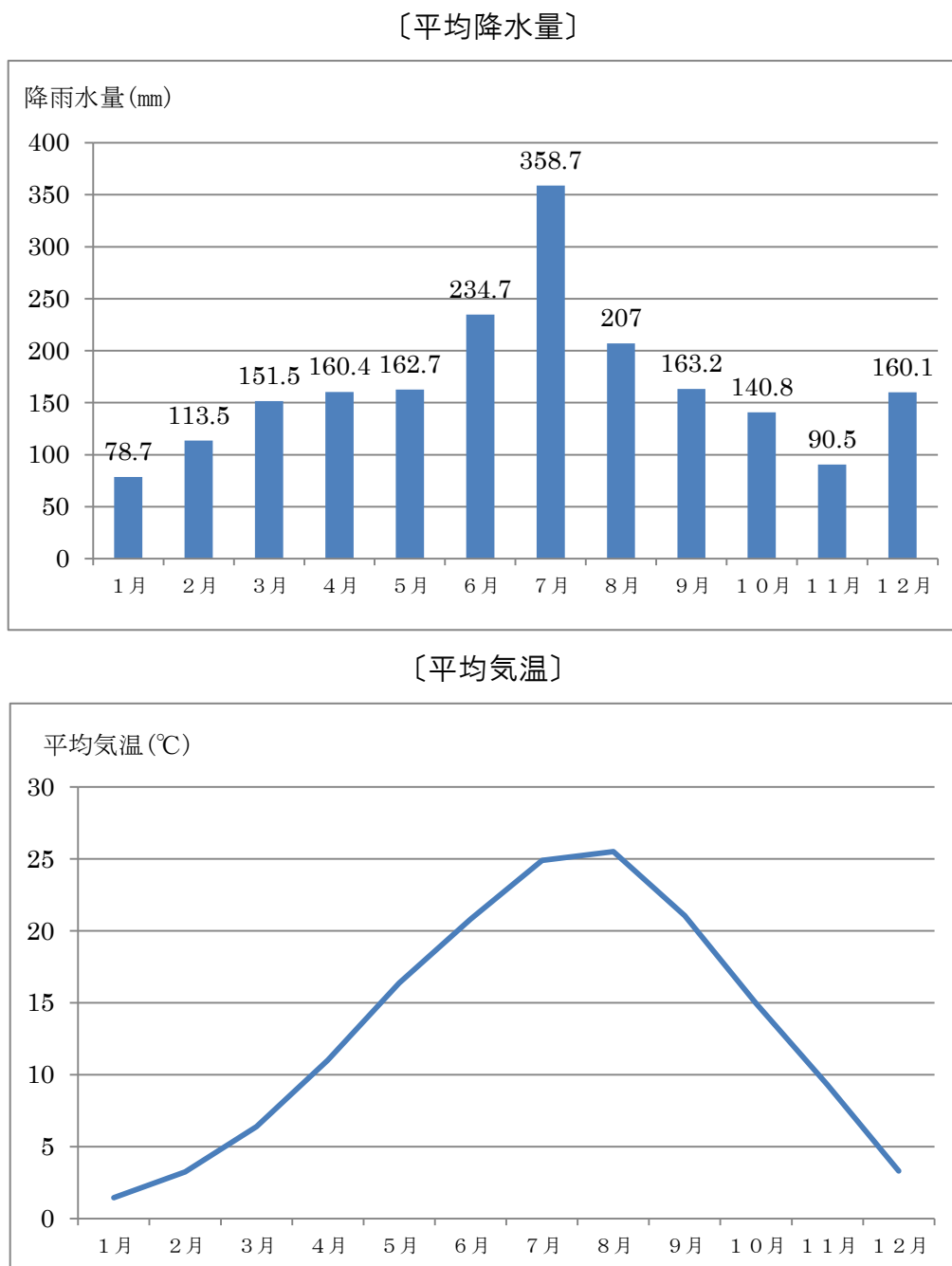


2. 吉賀町の主要指標

1 気候

本町の気候特性は、夏は比較的過ごしやすく、冬は寒さが厳しい山陰の代表的な内陸性気候です。

◆図表2-2 本町周辺に位置する気象観測所の平均降水量・平均気温（平成22～26年）



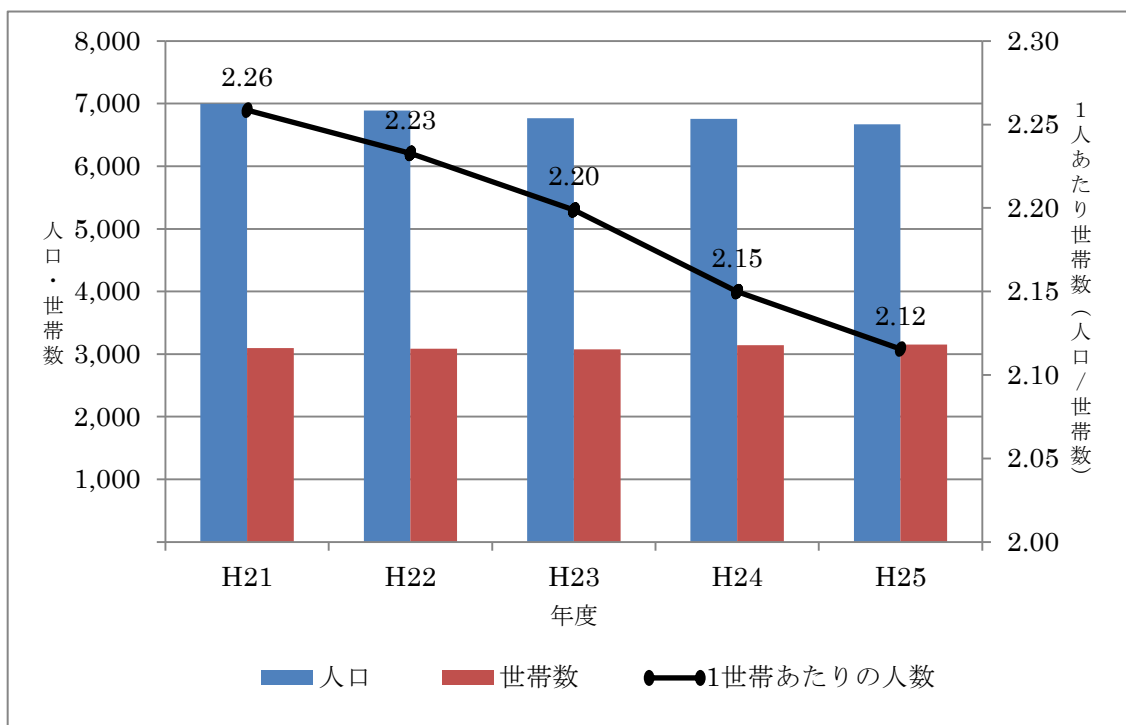
（資料：気象庁「気象統計情報」）

2 人口及び世帯

本町の人口及び世帯数を過去5ヵ年のデータで見ると、人口は減少傾向、世帯数は微増傾向にあり、1世帯あたり人員数は減少しています。

年齢階層別人口割合（平成24年）は、15～64歳の割合が48.8%と最も高く、島根県全体と比較して、65歳以上の割合が41.4%と高くなっています。

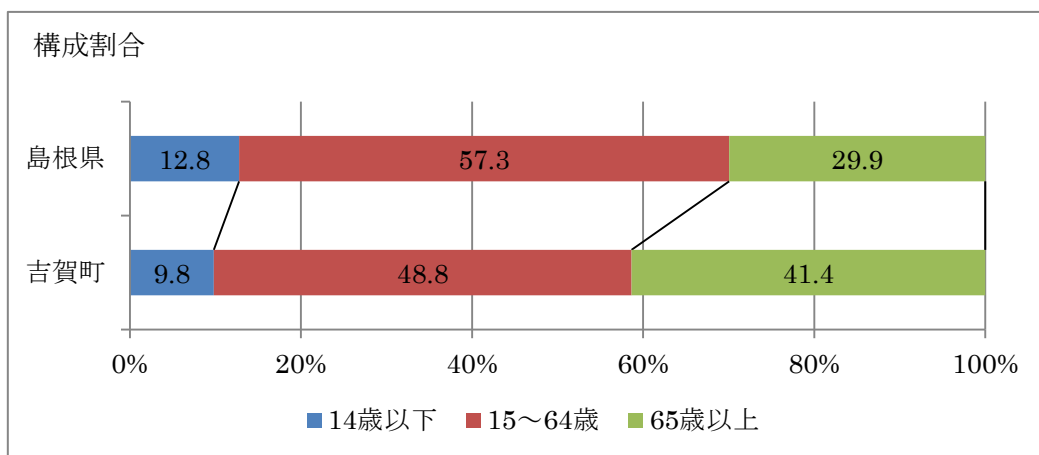
◆図表2-3 人口及び世帯数の推移



注) 各年3月31日（外国人除く）現在ですが、平成25年度より調査機関が調査時期を変更したため、1月1日現在となっています。

（資料：総務省統計局「住民基本台帳」）

◆図表2-4 年齢別人口構成割合（平成24年）

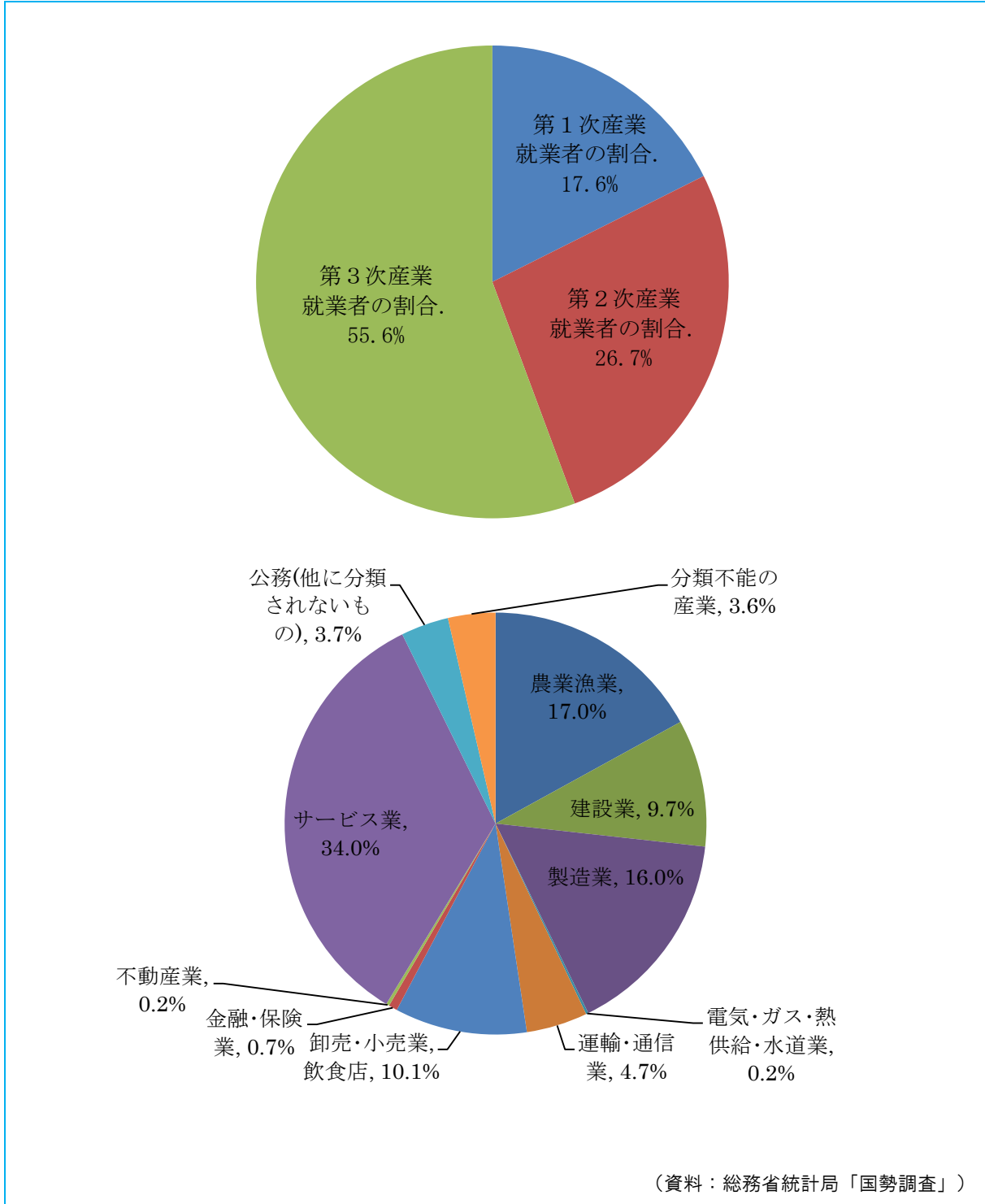


（資料：県統計調査課「島根の人口移動と推計人口」）

3 産 業

本町の産業を就業者数別に割合で見ると、第1次産業は17.6%で、第2次産業が26.7%、第3次産業が55.6%です。さらに、その内訳は、第三次産業のサービス業が34.06%と最も高く、次いで、第1次産業の農業漁業が17.0%、第2次産業の製造業が16.0%と高い割合となっています。

◆図表2-5 産業大分類別就業者数とその割合（平成22年度）

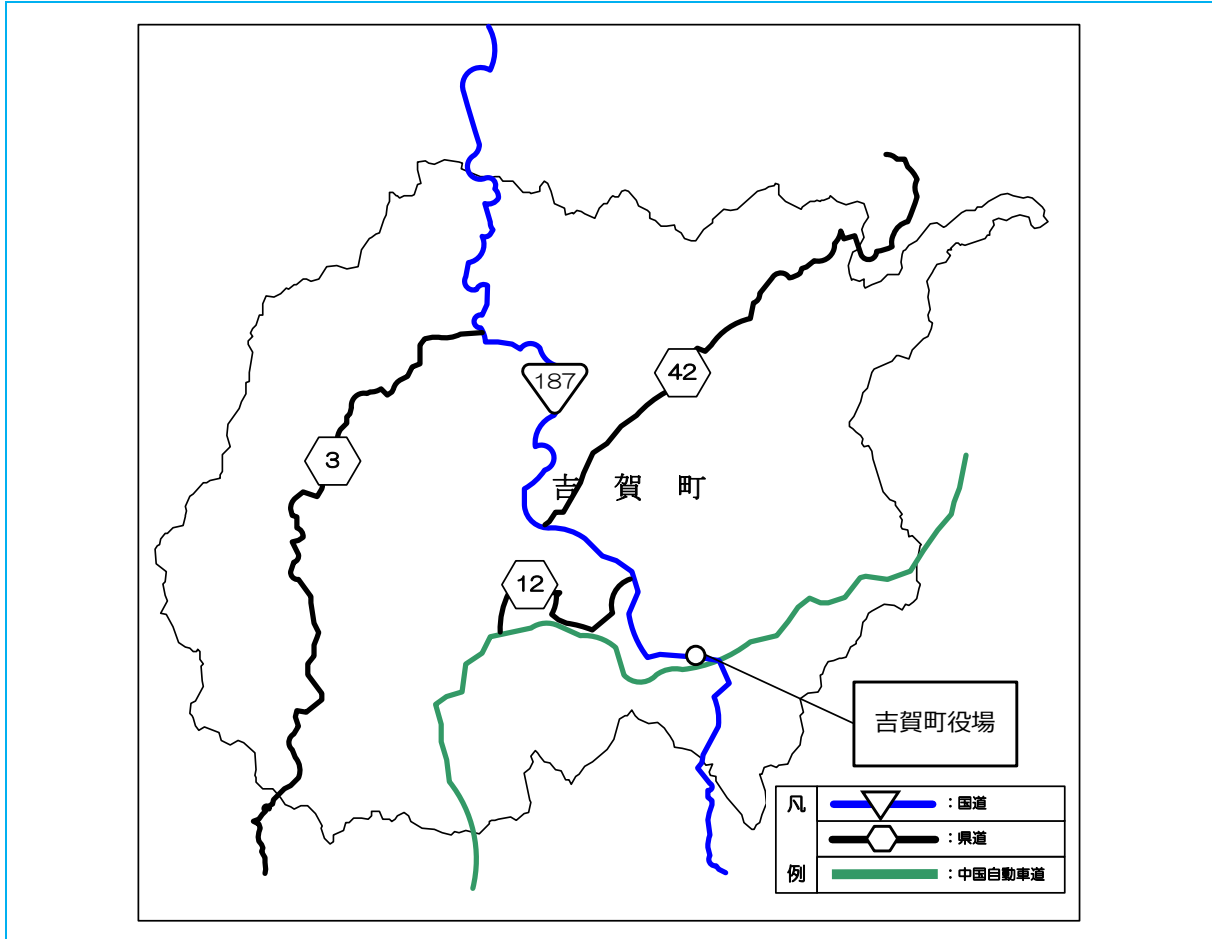


4 交通

本町の主要交通網は中国自動車道や主要国道を中心とした道路網です。

町内の南側を高速道路である中国自動車道が東西に貫いており、六日市インターチェンジにより周辺へアクセスしています。また、町内を南北に国道 187 号線が縦断しており、北側は、旧柿木村を通り、津和野町、益田市方面にアクセスしています。南側は、山口県との県境に近く、岩国市錦町方面にアクセスしています。

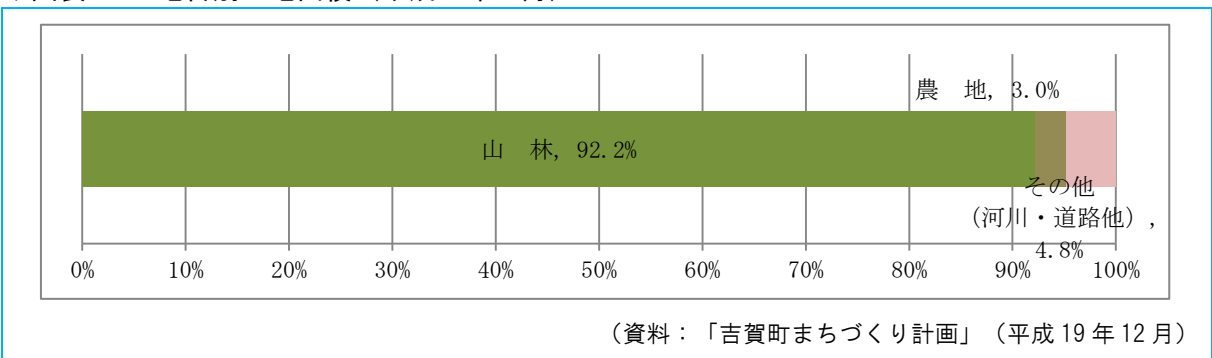
◆図表2-6 主要交通網



5 土地利用状況

本町の土地利用について土地面積の割合をみると、92.2%が山林で最も多く、農地が3.0%、その他（河川・道路他）が4.8%となっています。

◆図表2-7 地目別土地面積（平成24年10月）



6 観光

本町は、豊かな自然環境に育まれた景観や古くから語り継がれる歴史と文化を有する町です。こうした環境や文化をより多くの観光客の方に来て、見て、触っていただくための施設があります。

観光客数は平成 22 年に「道の駅むいかいち温泉」のオープンにより一時的に増加しましたが、平成 23 年に減少し、その後は年間 25 万人程度で、ほぼ横ばいに推移しています。

◆図表 2-8 観光客数の状況

	H21	H22	H23	H24	H25
吉賀町観光客数（人）	219,198	277,036	258,364	255,141	257,124
(1) 右ヶ谷キャンプ場	133	-	-	-	-
(2) 柿木温泉	42,663	40,700	35,991	33,682	33,447
(3) 木部谷温泉	11,758	11,737	9,984	8,255	7,847
(4) 道の駅かきのきむら	48,889	46,117	44,650	42,617	42,697
(5) リバーサイドログハウス村	920	1,325	850	874	1,049
(6) ゴギの郷ログハウス村	256	229	580	299	319
(7) 水源会館	1,863	1,875	1,637	1,697	859
(8) むいかいち温泉ゆ・ら・ら	112,716	125,936	112,668	111,992	110,502
(9) 道の駅むいかいち温泉	-	49,117	52,004	55,725	60,404

（資料：島根県観光振興課「観光客動態調査結果」）

7 総合計画

本町の総合計画は、平成 17 年 10 月 1 日に六日市町と柿木村が合併して吉賀町が発足し 2 年を経過した平成 19 年 12 月に策定しており、「自然の恵みに生まれ、人と共に生きる自立発展のまち」を将来像として掲げ、平成 28 年度までの計画期間としています。

ごみ処理に関しては、発生・排出・処理の各過程において包括的なごみ減量運動に取り組み、収集体制の拡充、環境教育・保全を目的とした意識高揚施策を図り、生活排水処理に関しては、地域の実情に応じた生活排水処理事業の推進と、下水道供用開始区域内における接続加入の推進に努めるものとしています。

- 計画名称：吉賀町まちづくり計画
- 策定年月：平成 19 年 12 月
- 計画期間：平成 19 年度～平成 28 年度
- 目標人口：6,200 人（平成 28 年度）
- ごみ処理に係わる主要施策
 - ① 発生段階・排出段階・ごみ処理段階の各過程において、発生抑制・再使用・再利用の基本原則を重視し、包括的なごみ減量運動に取り組めます。
 - ② 収集された資源ごみ、粗大ごみ等の効率的な選別、再資源化を行うため、鹿足郡不燃物処理組合の運営する処理場の機能充実を図ります。また、ごみ収集体制を拡充します。
 - ③ 不燃物処理場の見学や各種リサイクル啓発イベント、不法投棄パトロールの強化等により、環境教育の充実と環境保全意識の醸成に努めます。
- 生活排水処理に係わる主要施策と目標
 - ① 地域の実情に応じて、下水道事業等の生活排水処理事業を実施することにより、美しい自然環境の保全と良好な水環境づくりをめざします。また、供用開始済みの区域内における接続加入の推進に努めます。

第3章

ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状と課題

1 ごみの分別・収集運搬

(1) 現状

① ごみの分別

ごみ分別区分は、『可燃（燃やせる）ごみ』、『資源ごみ』、『ビン類』、『カン類』、『容器プラスチック』、『商品プラスチック』、『有害ごみ』、『粗大ごみ』の8種で、『資源ごみ』を「新聞紙・折り込みチラシ」、「雑誌類」、「ダンボール」、「衣類（布）」、「紙パック」に細分化して13種分別としています。

② 収集運搬

家庭から排出されるごみの収集運搬は、委託業者が行っています。

収集頻度は、可燃（燃やせる）ごみが週3回と週2回、その他は月1回です。排出容器は、可燃（燃やせる）ごみ、ビン類、カン類、容器プラスチック、商品プラスチックが町の指定袋であり、その他は、資源ごみのうち「新聞紙・折り込みチラシ」、「雑誌類」、「ダンボール」、「紙パック」がひもで縛って排出、「衣類（布）」が半透明の袋で排出します。有害ごみは壊れないように工夫して排出し、粗大ごみは指定日に排出しますが、大量にある場合は鹿足郡リサイクルプラザに直接持ち込むこととしています。また、排出場所は、自治会が指定するステーションとしています。

家庭系ごみのごみ処理手数料は、町の指定袋（大 50 円/枚、小 33.3 円/枚）によりごみ処理経費の一部を含んだものとしています。

事業系ごみは、事業者自らが直接、処理施設まで運搬することが必要です。

益田地区広域クリーンセンターに搬入する場合の処理手数料は、一般家庭の可燃（燃やせる）ごみが 500 円/台（定額制）であり、事業系の可燃（燃やせる）ごみは、400 円/50kg（従量制）となっています。その他は、鹿足郡リサイクルプラザへの搬入となり、手数料は無料となっています。

(2) 課題

本町では、資源ごみ（古紙・布類等）、ビン類、カン類、容器プラスチック、商品プラスチックなどが分別され、資源として有効にリサイクルされています。ごみの排出抑制・資源化のためには、分別徹底により異物の混入を防ぎ、資源としての品質向上を図るため、ごみの分別徹底に向けた意識啓発やごみ出し指導等が必要です。

また、引っ越しや家屋の清掃に伴う一時多量粗大ごみについては、現在、ステーションでの収集としていますが、直接持ち込みへの協力依頼や搬出マナーの啓発活動が必要です。

◆図表 3-1 ごみの分別区分

分類	出し方・排出容器等	注意事項
可燃（燃やせる）ごみ	指定袋 大袋：50 円/枚 小袋：33.3 円/枚 極小袋：25 円/枚 氏名を記入	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生ごみは、水分をよく切る。 ✓ 油は固めるか、紙や布に吸い込ませる。 ✓ 紙おむつは、汚物を取り除く。 ✓ 衣類等布製品（資源ごみとして出せないもの。）は、指定袋に入れば切る必要はない。 ✓ ボタン・ファスナーは取り除かなくてよい。 ✓ 庭木、木屑、草類は、直径 10 センチ以下、長さ 50 センチ以下に切る。
資源ごみ	資源ごみ 新聞・雑誌類・布類・ダンボール・紙パック	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ひもで四方をよく縛って出す ✓ 合併前の柿木村の範囲については、紐で縛って出す ✓ 金属類・ビニール類は取り外して出す。 ✓ 衣類は透明または半透明のビニール袋に入れて出す。 ✓ 紙パックは洗って乾かした後、広げて四方をしばって出す。（縦横 20 cm 以内） ✓ 汚れた衣類は可燃ごみに出す。
	ビン類	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 指定袋 ✓ 50 円/枚 ✓ 氏名を記入 ✓ キャップ・蓋を取って洗って出す。 ✓ 鋭利なガラス・割れたものは袋が破れないようにする。 ✓ ビール瓶・一升瓶は販売店へ戻す。
	カン類	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 指定袋 ✓ 50 円/枚 ✓ 氏名を記入 ✓ カンの大きさはミルク缶程度の大きさとし、それ以上は粗大ごみで出す。 ✓ 中身を取り除き、洗った後乾燥して出す。
	有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 乾電池・蛍光灯・鏡 ✓ 水銀体温計 ✓ 蛍光灯は、購入時の入れ物に入れる。 ✓ 袋は買い物袋等。
	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 家庭用電化製品・畳 ✓ 家庭用家具類・自転車・大型プラスチック製品等 ✓ 家庭用家具類の大きなもの・畳は鹿足郡リサイクルプラザへ直接搬入する。 ✓ 引っ越し等で大量に出る場合は、鹿足郡リサイクルプラザへ直接搬入する。
	容器 プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 指定袋 ✓ 50 円/枚 ✓ 氏名を記入 ✓ 中身を取り除き、洗った後乾燥して出す。 ✓ アルミや紙製の蓋などの異物は取り除く。 ✓ ペットボトルの蓋は必ず取って出す。
	商品等 プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 指定袋 ✓ 50 円/枚 ✓ 氏名を記入 ✓ 大型プラスチック製品等は粗大ごみで出す。
	家電リサイクル品	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 冷蔵庫・エアコン・テレビ・冷凍庫・洗濯機 ✓ 引取りには、収集運搬料・資源化处理費が必要
	PC リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ✓ デスクトップ本体 ✓ ディスプレイ ✓ ノートパソコン ✓ スキャナー・プリンター等周辺機器は対象としない。 ✓ パソコンメーカーに電話等で申し込む。 ✓ 料金は、メーカーへ問い合わせる。
直接搬入	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大型家具類・カーペット・じゅうたん・布団・毛布・畳等 ✓ 引っ越し等で大量に出る場合は、鹿足郡リサイクルプラザへ直接搬入 	
排出禁止ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自動車等・タイヤ・農機具・ドラム缶・バッテリー・火薬類等 ✓ 事業所で発生したごみ 	

◆図表 3-2 家庭ごみの収集頻度、排出方法（平成 25 年度）

区 分	排出方法	排出場所	収集頻度	
可燃（燃やせる）ごみ	指定袋（記名制）	ステーション（自治会で指定）	週 2・3 回	
新聞	紙ひもで縛って出す	ステーション（自治会で指定）	月 1 回	
資源品	雑誌	紙ひもで縛って出す	ステーション（自治会で指定）	月 1 回
衣類（布）	半透明の袋で出す	ステーション（自治会で指定）	月 1 回	
紙パック	紙ひもで縛って出す	ステーション（自治会で指定）	月 1 回	
ビン類	指定袋（記名制）	ステーション（自治会で指定）	月 1 回	
カン類	指定袋（記名制）	ステーション（自治会で指定）	月 1 回	
容器プラスチック	指定袋（記名制）	ステーション（自治会で指定）	月 1 回	
商品プラスチック	指定袋（記名制）	ステーション（自治会で指定）	月 1 回	
有害ごみ	買い物袋等	ステーション（自治会で指定）	月 1 回	
粗大ごみ	—	—	月 1 回	

◆図表 3-3 町の指定袋の料金（平成 25 年度）

種 類	サイズ・色	販売価格
可燃（燃やせる）ごみ	800×600mm/枚 半透明（赤字）	1,000 円/20 枚（50 円/枚）
	650×500mm/枚 半透明（赤字）	1,000 円/30 枚（33.3 円/枚）
	360×600mm/枚 半透明（赤字）	1,000 円/40 枚（25 円/枚）
ビン類	400×600mm/枚 半透明（青字）	1,000 円/20 枚（50 円/枚）
カン類	650×800mm/枚 半透明（赤字）	1,000 円/20 枚（50 円/枚）
容器プラスチック	650×800mm/枚 半透明（ピンク字）	1,000 円/20 枚（50 円/枚）
商品プラスチック	650×800mm/枚 半透明（黄赤字）	1,000 円/20 枚（50 円/枚）

◆図表 3-4 処理手数料（平成 25 年度）

種 類	搬入先	処理手数料
一般家庭からの 可燃（燃やせる）ごみ	益田地区広域市町村圏事務組合 益田クリーンセンター	500 円/台（定額制） 普通乗用車及び軽貨物自動車
事業者からの 可燃（燃やせる）ごみ	益田地区広域市町村圏事務組合 益田クリーンセンター	400 円/50kg（従量制） 普通乗用車及び軽貨物自動車
ビン類	鹿足郡不燃物処理組合 鹿足郡リサイクルプラザ	無料
カン類		無料
容器プラスチック		無料
商品プラスチック		無料

◆図表 3-5 家庭ごみの収集体制（平成 25 年度）

委託業者数	車両種類	車両台数	従事者数
4 業者	パッカー車 ユニック車 ダンプ車	4 台 2 台 4 台	13 人

※車両台数、従事者数は、登録数であり実動ではありません。

2 ごみの排出量

(1) 現 状

本町の年間ごみ排出量は、平成 17 年度の 1,773 トンをピークに徐々に減少傾向にあり、平成 22 年度には 1,395 トンとなりました。しかしながら、近年は、増加に転じており、平成 25 年には、1,647 トンと 10 年前の排出量に近づきつつあります。可燃ごみは、平成 19 年度までは横ばいであったが、平成 20 年度から増加しており現在に至っています。粗大ごみは、平成 21 年度までは横ばいであったが、平成 23 年度から増加に転じています。反対に、資源ごみが減少しており、この 10 年間で半減しました。

この排出量を住民 1 人 1 日量（以下「1 人 1 日平均排出量」とする。）でみると、平成 16 年度と比べて平成 22 年度にかけて減少するものの、その後増加に転じ、平成 25 年度の総排出量で 13%程度の増加、収集ごみで 5%程度の増加となっています。

減少の大きいごみ種類は、年間排出量と同様に「資源ごみ」であり、人口の減少以外の要因によるものと考えられます。

ここで、排出量の 58%程度を占める燃やせるごみについて 1 人 1 日平均排出量をみると、平成 22 年度までは概ね 250～350 グラムでしたが、平成 25 年度にかけて 380 グラム強にまで増加しました。

(2) 課 題

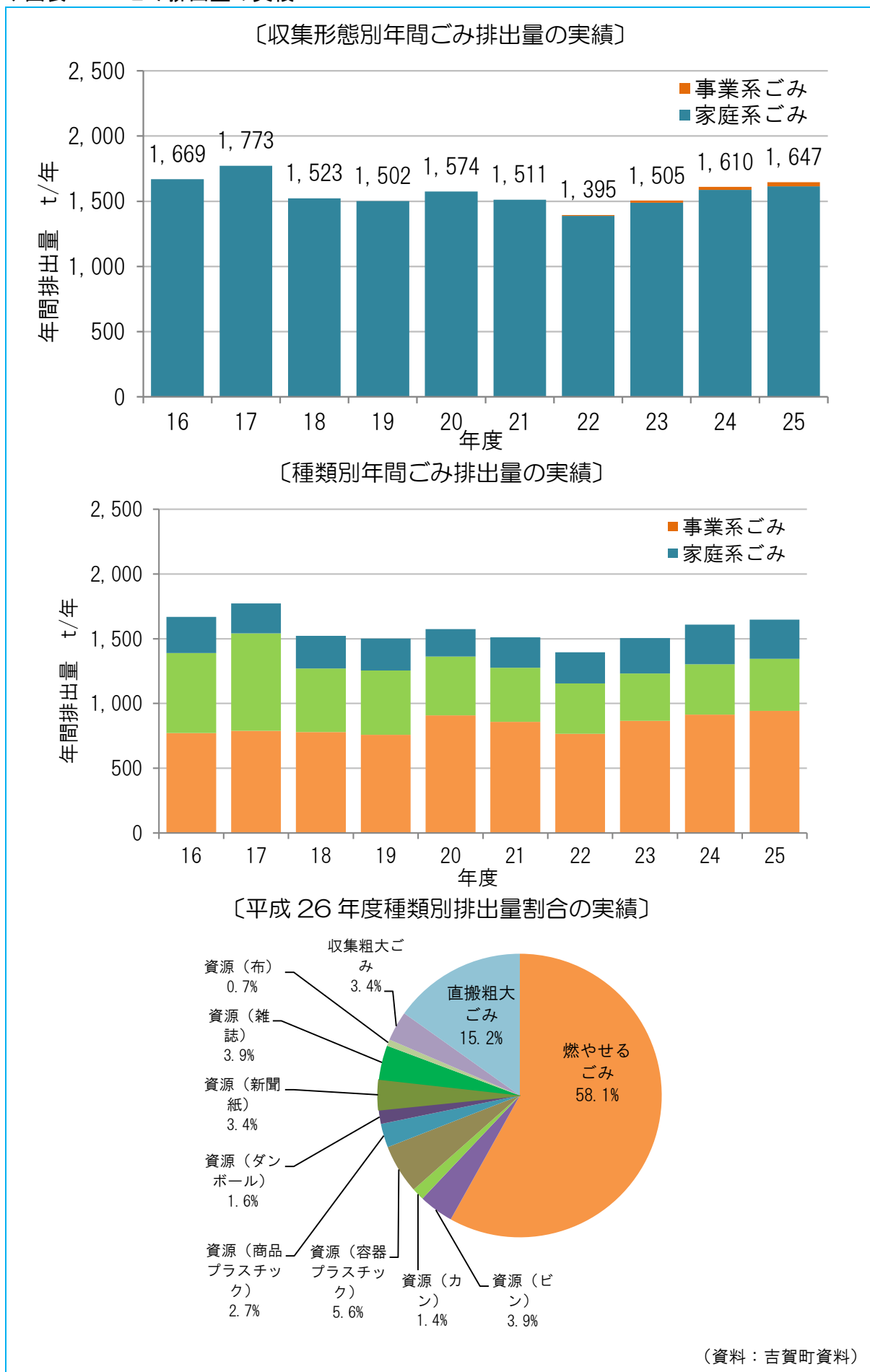
本町のごみ排出量のうち、大部分を占める燃やせるごみは、平成 17 年度より実施している指定袋による手数料により一定の削減効果があったものの、その後増加に転じており、近年では、10 年前の水準に近づきつつあります。

可燃ごみ処理は、益田地区広域市町村圏事務組合の管理する焼却施設にて適正処理を行うことで処理の効率化を図ってきましたが、ごみ量の増加は運搬費や処理コストを増加させるため、一層のごみ排出抑制が必要です。

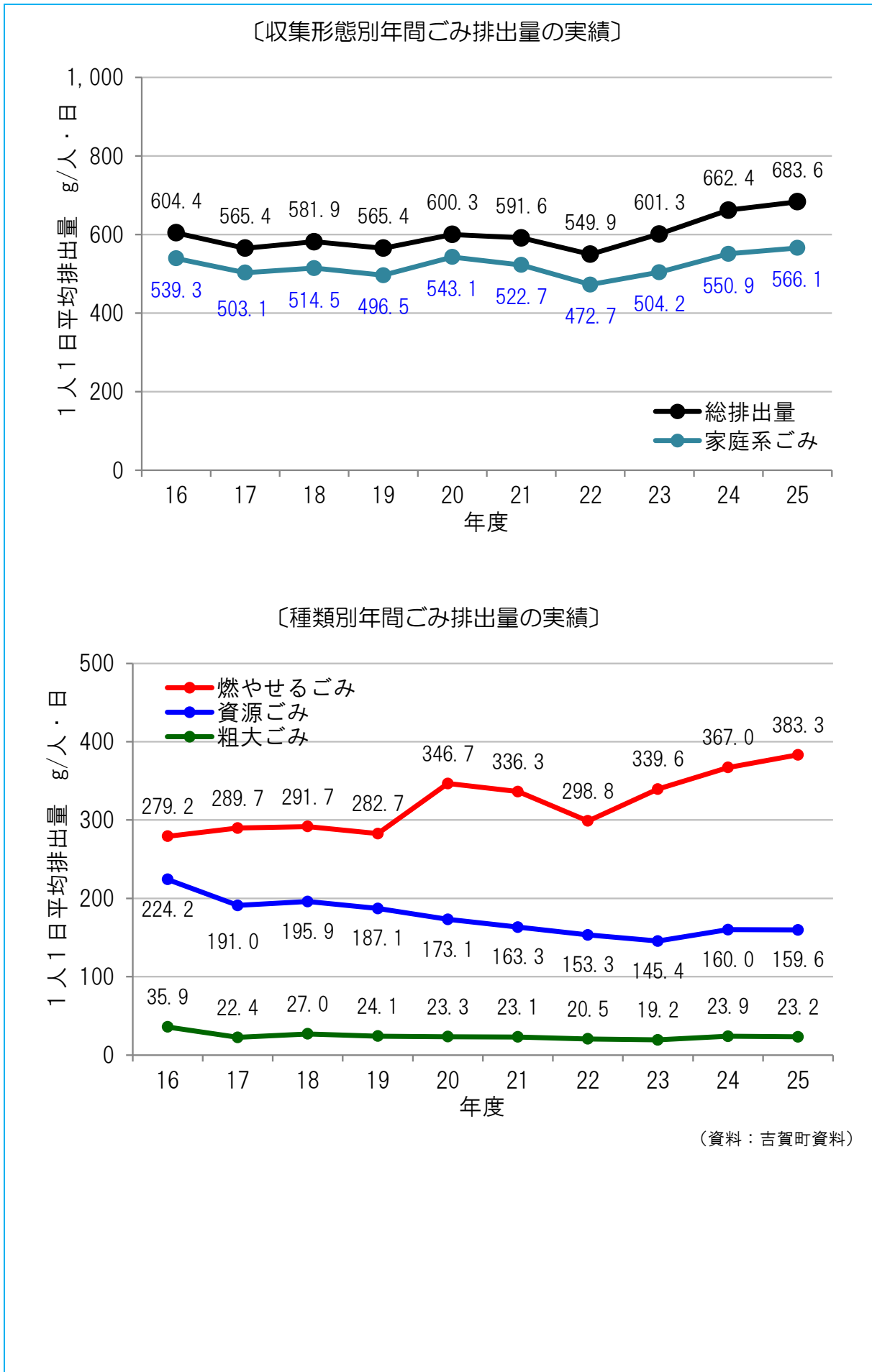
※ごみ排出量とは

区 分	説 明
収集ごみ	・ 家庭から排出され、収集委託業者が収集・運搬するごみである。 ・ 小規模事業者は家庭用指定ごみ袋を購入して排出している場合がある。
直接搬入ごみ	・ 排出者自らあるいは本町が委託してる業者が処理施設に直接搬入するごみである。

◆図表 3-6 ごみ排出量の実績



◆図表 3-7 1人1日平均排出量の実績



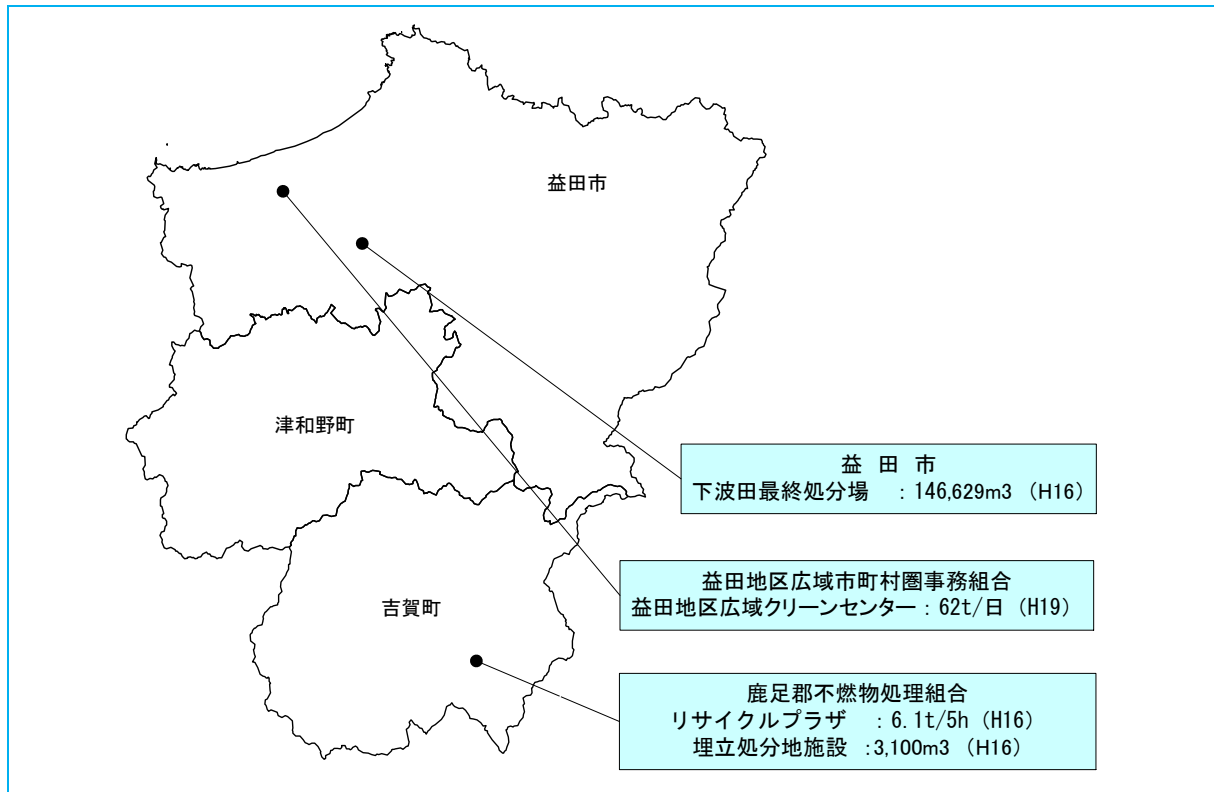
3 ごみ処理・処分

①処理・処分体制

(1) 現 状

本町から排出される燃やせるごみ処理は、本町と益田市、津和野町を構成自治体とする益田地区広域市町村圏事務組合により行っています。また、資源ごみや粗大ごみの処理は、本町と津和野町を構成自治体とする鹿足郡不燃物処理組合により行っています。

◆図表 3-8 一般廃棄物処理施設の位置



◆図表 3-9 施設の概要

施設別	焼却施設	資源化施設	最終処分場	
施設名	益田地区広域 クリーンセンター	リサイクルプラザ	益田市 下波田埋立処分場	埋立処分地施設
所在地	益田市多田町 1082-7 番地	鹿足郡吉賀町大字幸地 1319	益田市下波田町 490	鹿足郡吉賀町大字幸地 1319
管理者	益田地区広域市町村圏 事務組合	鹿足郡不燃物処理組合	益田市	鹿足郡不燃物処理組合
処理対象	燃やせるごみ (可燃ごみ)	容器プラスチック 商品プラスチック 可燃性粗大ごみ ビン カン	不燃物残渣 焼却残渣	処理残渣
施設規模	62 t / 日	6.1 t / 日	146,629 m ³	3,100m ³
処理方式	焼却炉：62 t / 日 全連続燃焼式 (ストーカ炉) 溶融炉：9.6 t / 日 バーナ式溶融方式	破袋・破碎・選別・圧 縮・梱包	埋立処分地 浸出水処理施設	被覆型埋立処分地 排水処理設備 (下水道放流)
竣 工	平成 19 年 10 月	平成 16 年 6 月	昭和 60 年	平成 16 年 6 月

(2) 課題

本町から排出するごみは、そのすべてを広域事務組合の施設にて処理及び処分を行っています。処理施設を所有しない本町においては、各施設において、適正処理に支障をきたさないよう分別を徹底するとともに、それぞれの施設が長く使用できるよう減量化に努め、維持管理等に必要な経費の財政措置をしていくことが必要です。

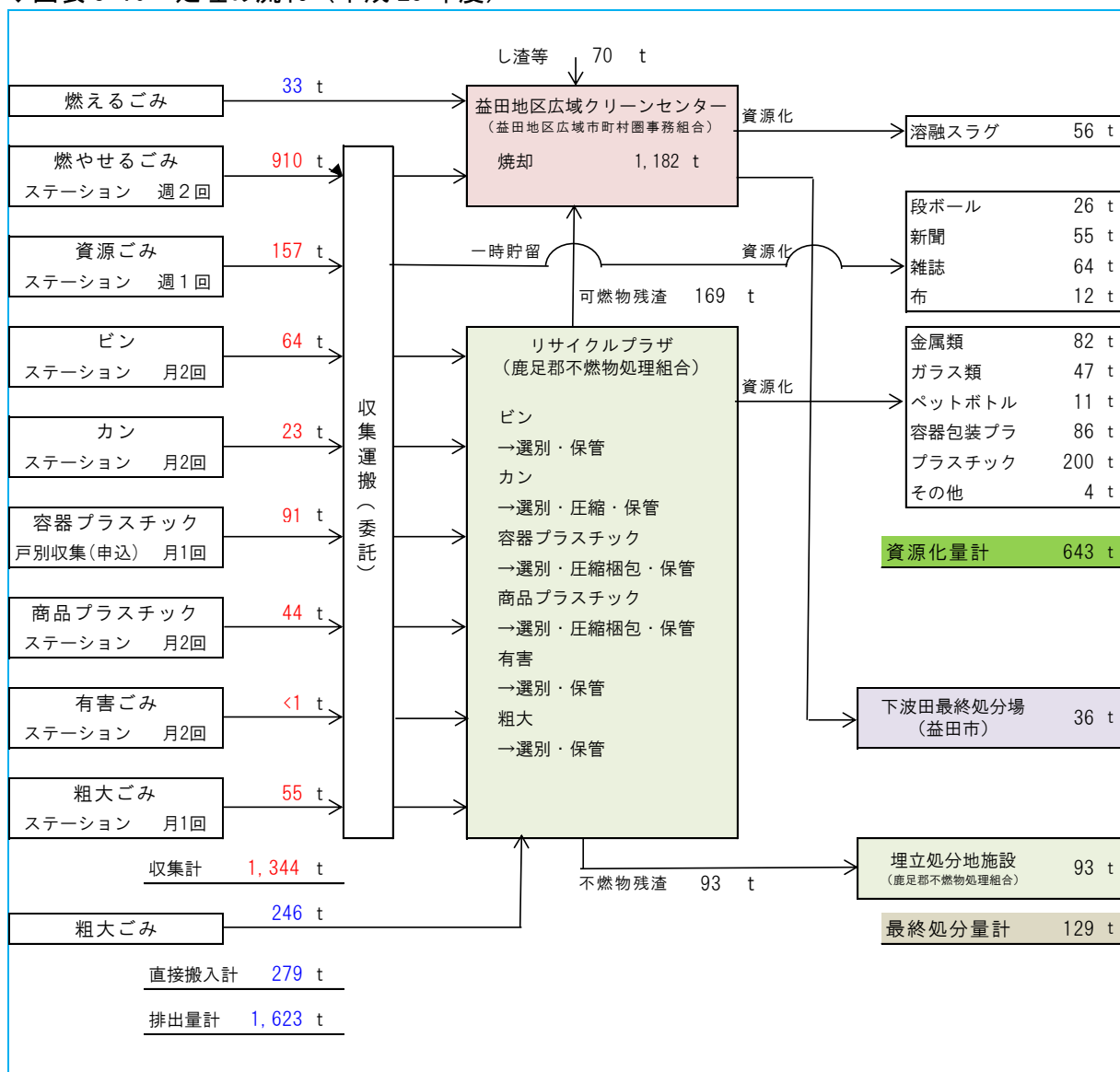
②リサイクル・最終処分

(1) 現状

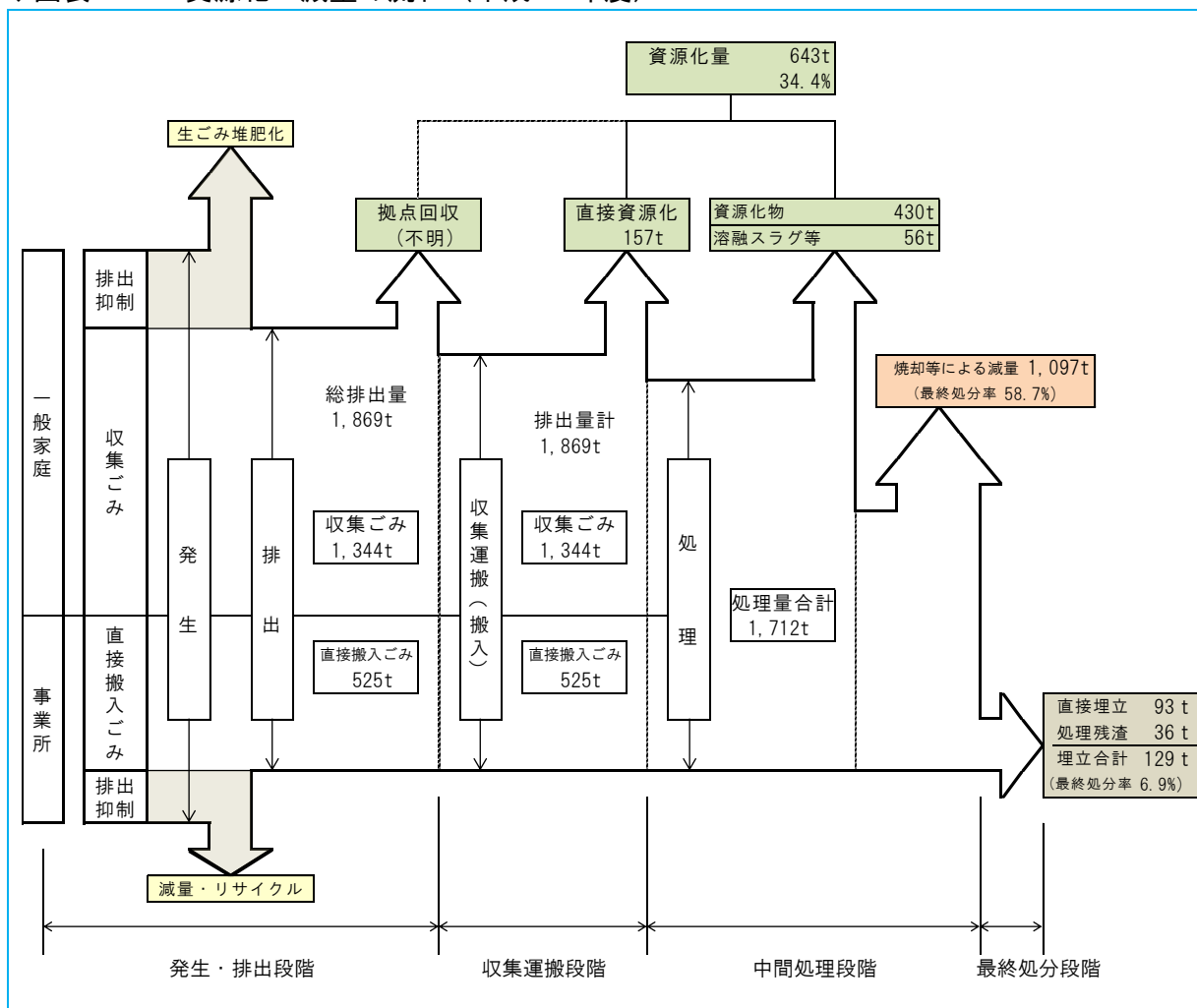
本町で排出されるごみのリサイクルは、資源物の分別収集と処理施設での資源物の回収により行っています。

平成 25 年度の資源化量は 643 トン/年で、リサイクル率は 34.4%です。最終処分物は、焼却残渣と不燃物残渣であり、平成 25 年度の最終処分量は 129 トン/年、最終処分率は 6.9%です。

◆図表 3-10 処理の流れ（平成 25 年度）



◆図表 3-11 資源化・減量の流れ（平成 25 年度）



区 分	リサイクル率	最終処分率
本 町 （平成 25 年度）	34.4%	6.9%
島根県平均 （平成 25 年度）	25.2%	9.2%
全 国 平 均 （平成 25 年度）	20.6%	10.1%

- 注) 1. リサイクル率＝総資源化量÷(ごみ排出量(島根県及び全国はごみ処理量)＋集団回収量)×100
 2. 最終処分率＝埋立処分量÷ごみ排出量(島根県及び全国はごみ処理量)×100
 3. 島根県及び全国の値は、「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)による。

(2) 課 題

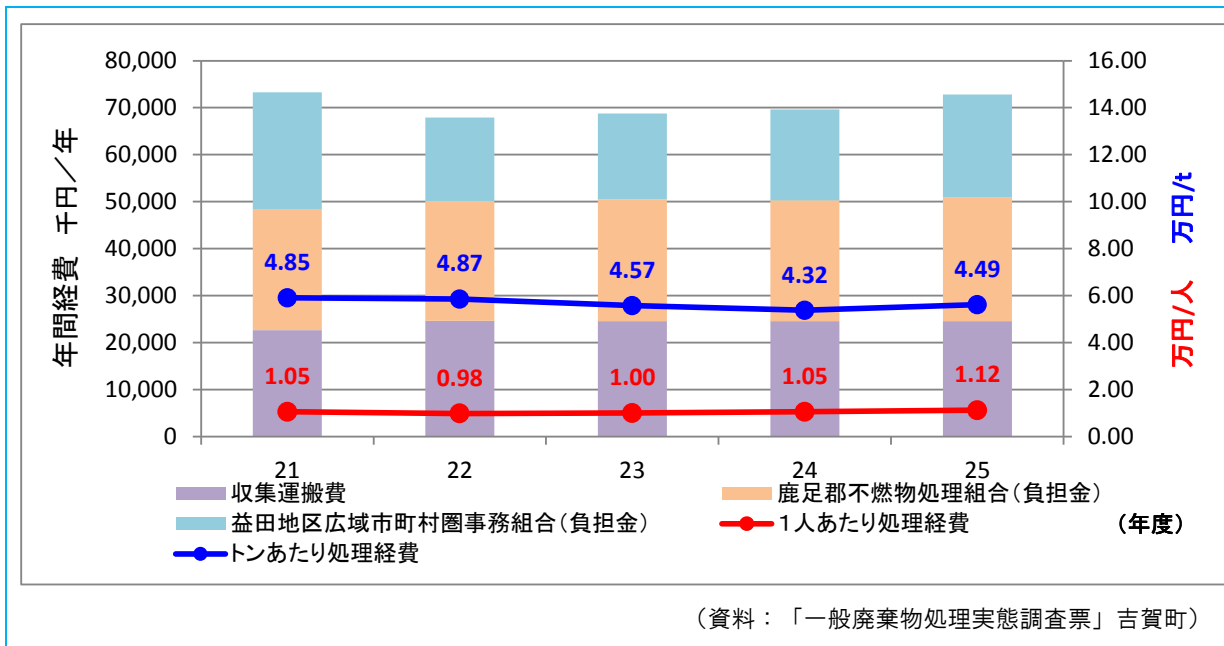
本町のリサイクル率、最終処分率はともに島根県平均、全国平均を上回っており、今後もこれを維持していく必要があります。

4 ごみ処理経費

(1) 現状

本町のごみ処理経費は横ばいから微増傾向にあり、平成 25 年度において 0.7 億円程度です。ごみ 1 トンあたりごみ処理経費も増加傾向にあり、平成 25 年度において 4.49 万円/t です。なお、住民 1 人あたりごみ処理経費は 1.12 万円/人前後で微増傾向にあります。

◆図表 3-12 ごみ処理経費



(2) 課題

本町のごみ処理経費は増加傾向にあります。効率的な収集運搬体制や処理システムにより、ごみ処理経費を削減していく必要があります。

2. ごみ処理の目標

本町は、「自然の恵みに生まれ、人と共に生きる自立発展のまち」を将来像として掲げ、健康で安心して安全に暮らせる「まち」を目指し、環境衛生対策を推進しています。

本計画の基本方針は、①循環型社会の形成 ②3 R活動（Reduce・Reuse・Recycle）の推進 ③安全かつ適正に処理できるシステムづくりとします。

◆ 基本理念 ～健康で安心して安全に暮らせる「まち」～

◆ ごみ処理の基本方針

① 循環型社会の形成

循環型社会を形成するには、住民、事業者と行政の協働が不可欠であり、それぞれが役割を認識・明確化し、相互の信頼関係を醸成、廃棄物に関する情報提供等を実施する。

② 3 R活動（Reduce・Reuse・Recycle）の推進

- ✓ リデュース Reduce（排出抑制）ごみを出さない方法を実践する。また、積極的に行われるよう努力する。
- ✓ リユース Reuse（再使用）リターナブルびん等繰り返し使える物の積極的使用など繰り返し使うよう努力する。
- ✓ リサイクル Recycle（再資源化）空き缶や紙パックなど資源として再び利用できるものは、優先的に分別し、再資源化に努力する。

③ 安全かつ適正に処理できるシステムづくり

廃棄物処理やリサイクルにかかる環境負荷、コストを極力削減し、環境にやさしく効率の良い処理システムを推進する。

3. 数値目標

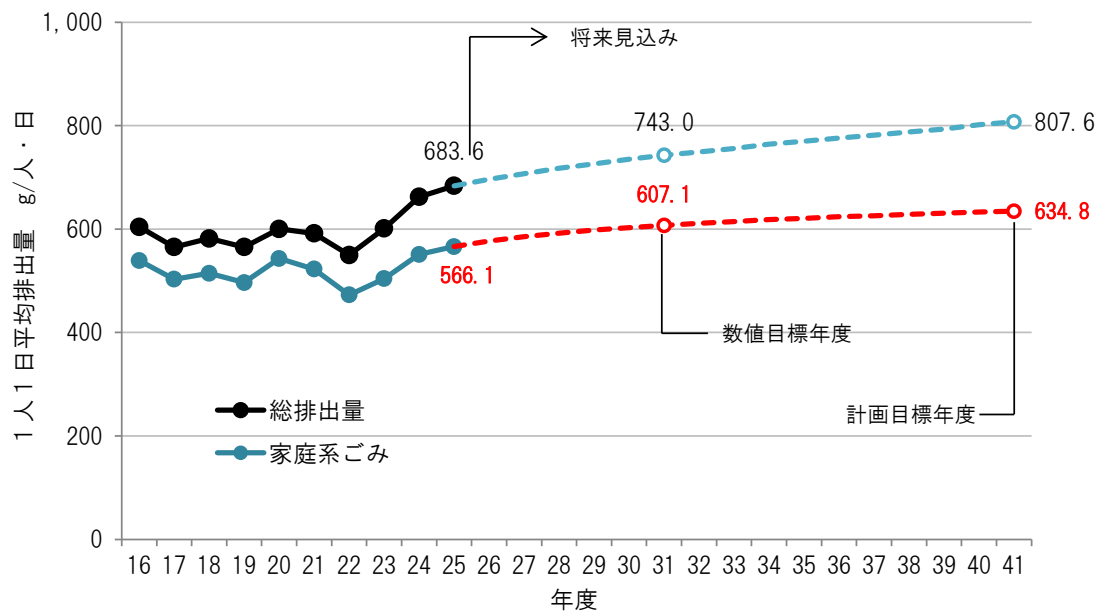
1 ごみ排出量の将来見込み(目標値を設定しない場合)

現状の排出状況を前提に将来見込みを行った場合（以下「単純推計」という。）は、現状レベルの排出量で推移するものと予測されます。

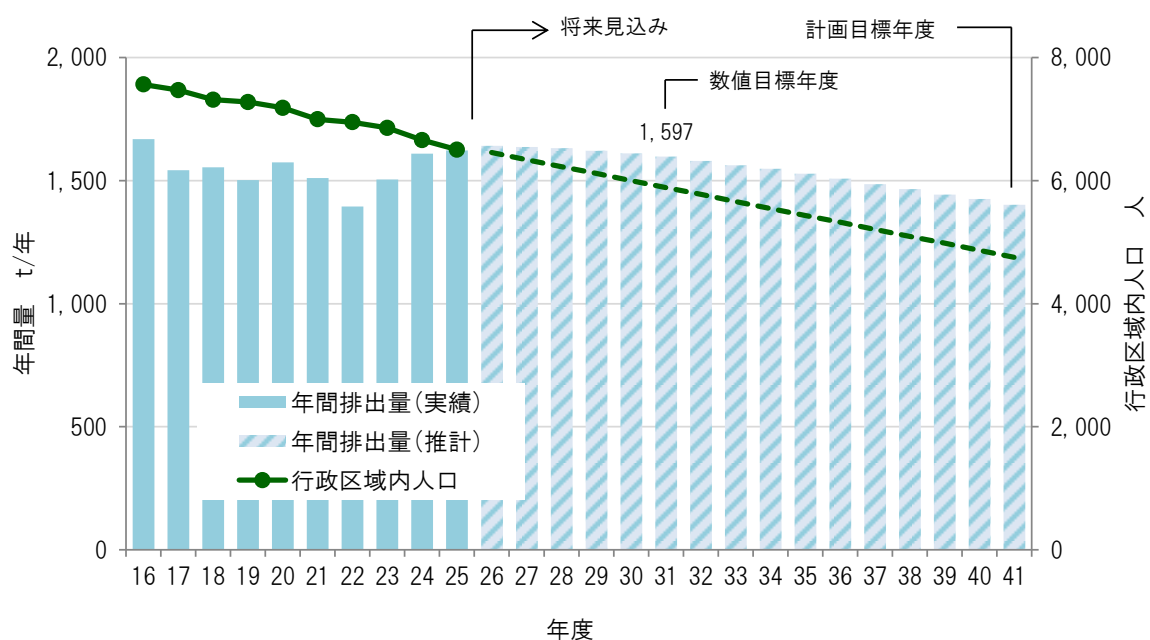
ごみ排出量は、平成 31 年度において 1,597 トンと見込まれます。住民 1 人 1 日平均排出量は、総排出量 743.0 グラム、収集ごみ 607.1 グラムとなる見込みです。

◆図表 3-13 ごみ排出量の将来見込み（目標値を設定しない場合）

《1人1日平均排出量》



《行政区域内人口・年間排出量》



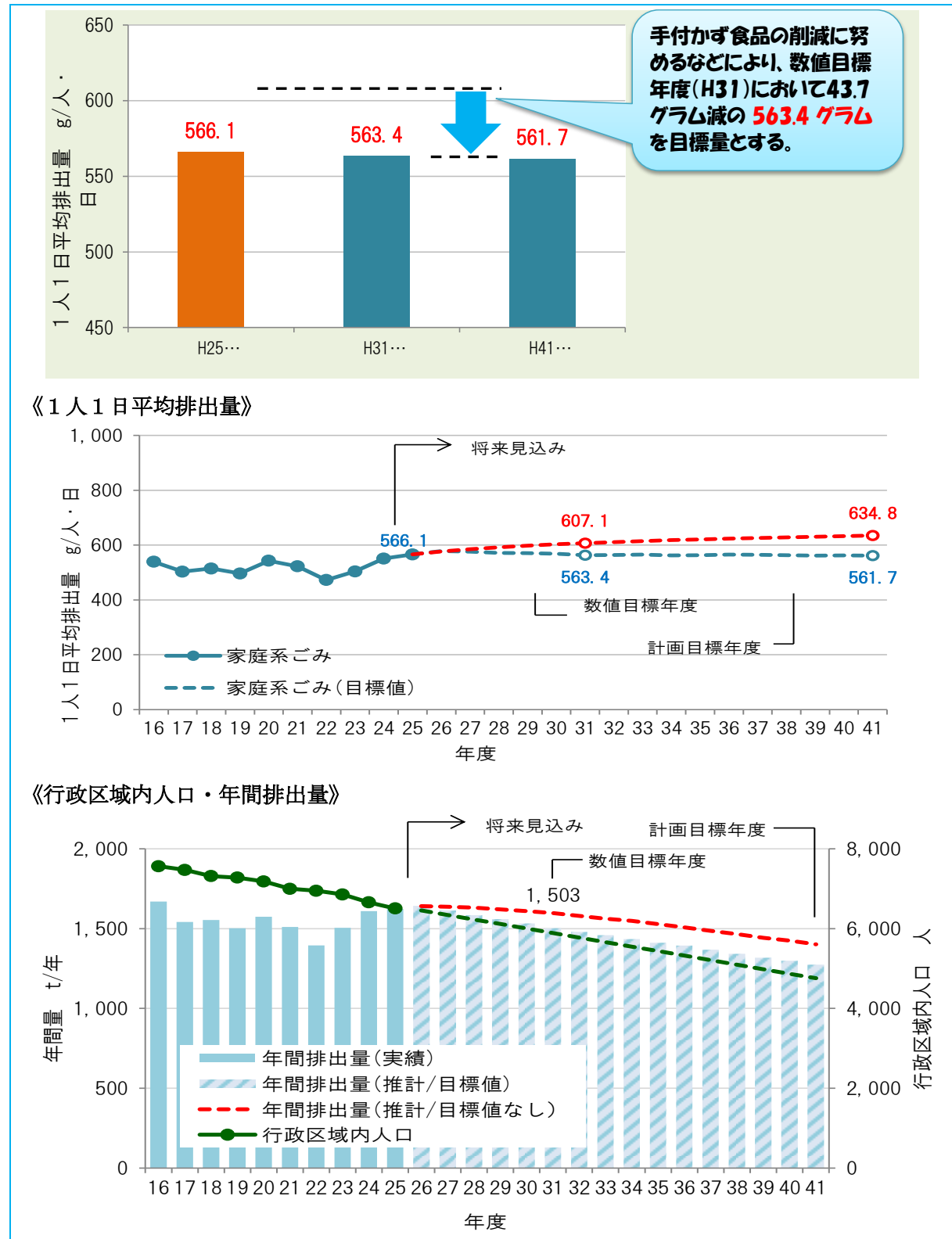
2 数値目標

(1) 排出抑制目標

① 収集ごみの排出抑制目標

収集ごみは、平成 25 年度に 566.1 グラムであった 1 人 1 日平均ごみ排出量を、平成 31 年度において 43.7 グラム減の 563.4 グラムとします。

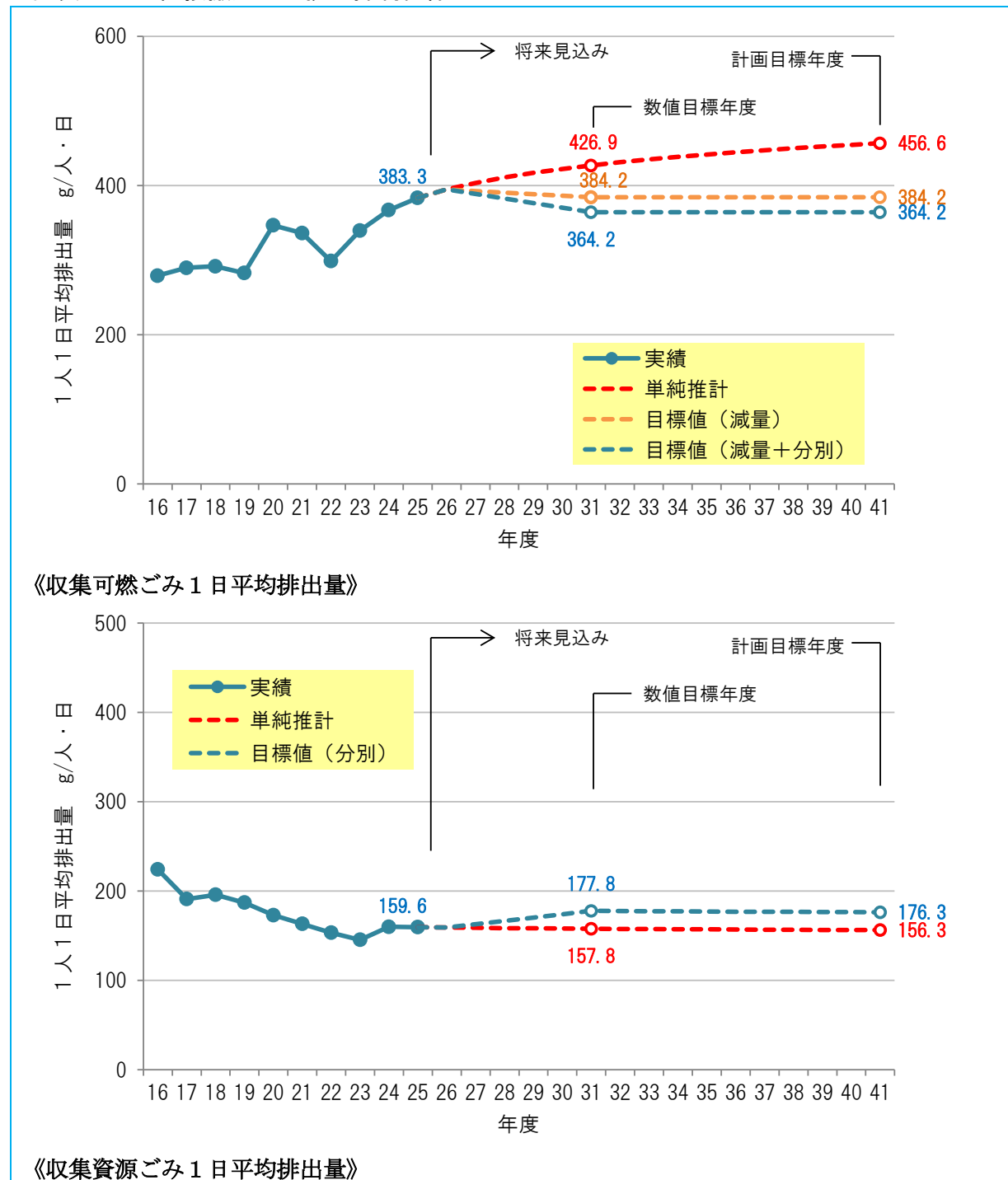
◆図表 3-14 収集ごみ排出抑制目標



② 収集可燃ごみの分別目標

収集可燃ごみは、平成 25 年度に 383.3 グラムです。そのうち、啓発等による分別の徹底により、収集可燃ごみに含まれる古紙類が資源ごみとして排出されることで、収集可燃ごみの削減につながります。本計画では、数値目標年度である平成 31 年度において 384.2 グラムと予測していた原単位から 20.0 グラム減とし、364.2 グラムとします。これに伴い、収集資源ごみの原単位は、157.8 グラムから 177.8 グラムと増加する目標としました。

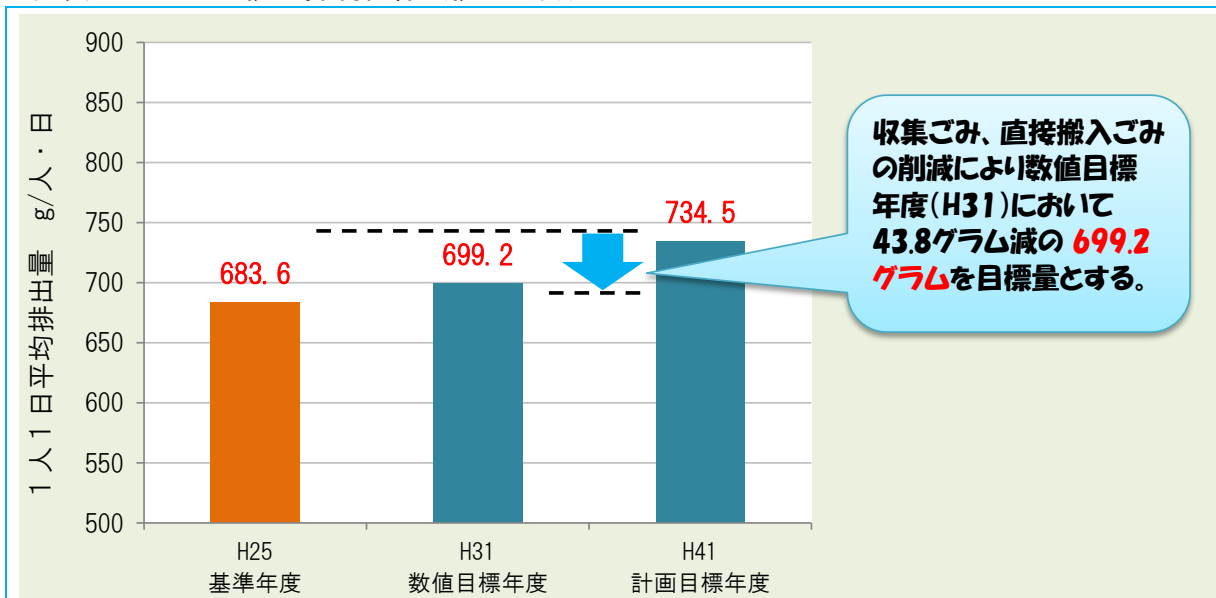
◆図表 3-15 直接搬入ごみ排出抑制目標



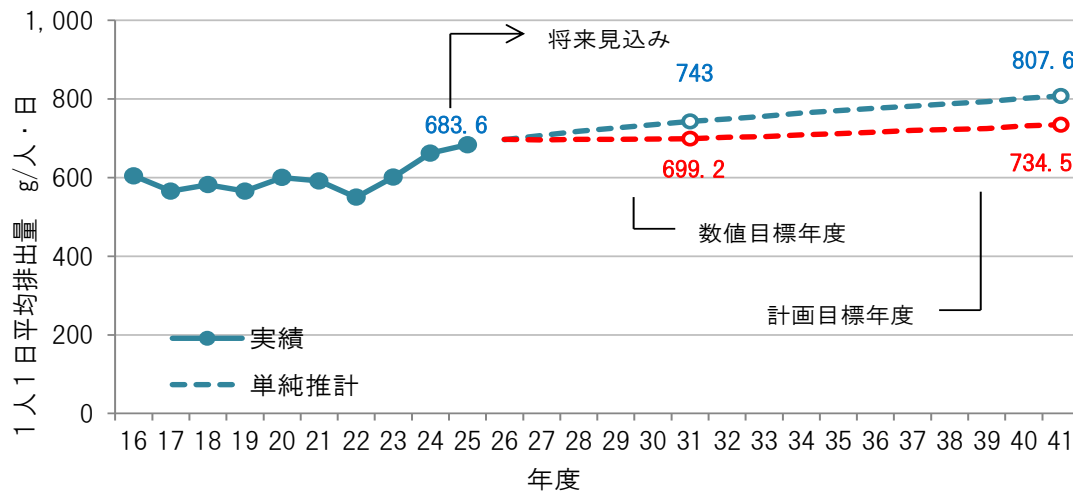
③ ごみ排出量合計(収集ごみ+直接搬入ごみ)

収集ごみ、直接搬入ごみそれぞれの排出抑制目標を達成した場合の将来見込みは、平成31年度において年間1,503トン、住民1人1日平均排出量699.2グラムとなります。

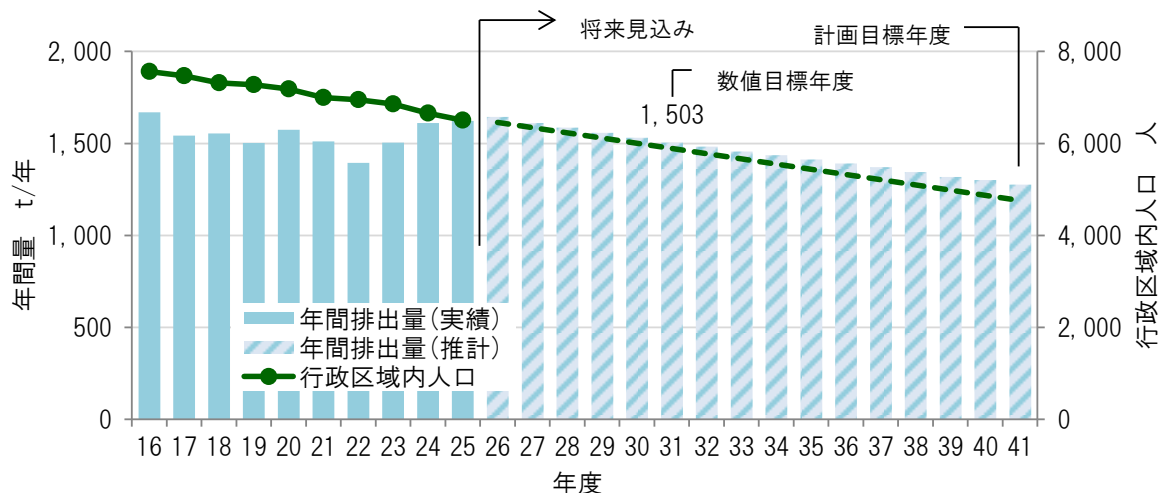
◆図表 3-16 ごみ排出抑制目標 (排出量計)



《1人1日平均排出量》



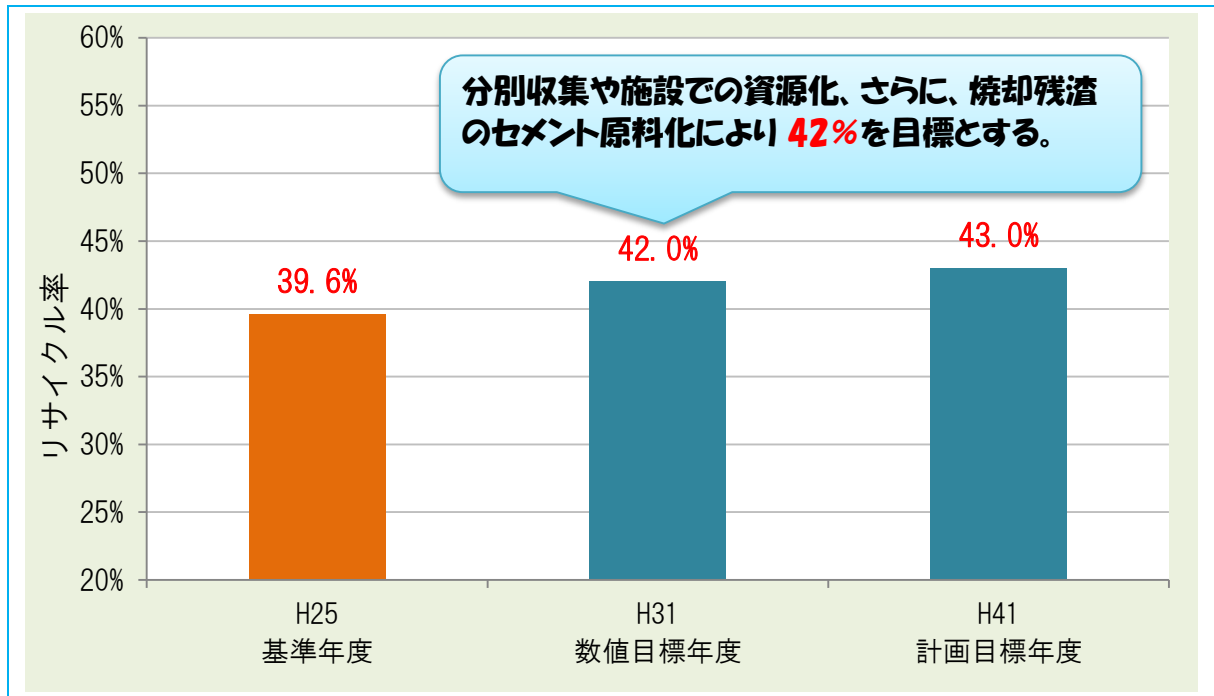
《行政区域内人口・年間排出量》



(2) リサイクル目標

リサイクル目標は、数値目標年度である平成 31 年度においてリサイクル率 42%を維持するものとします。

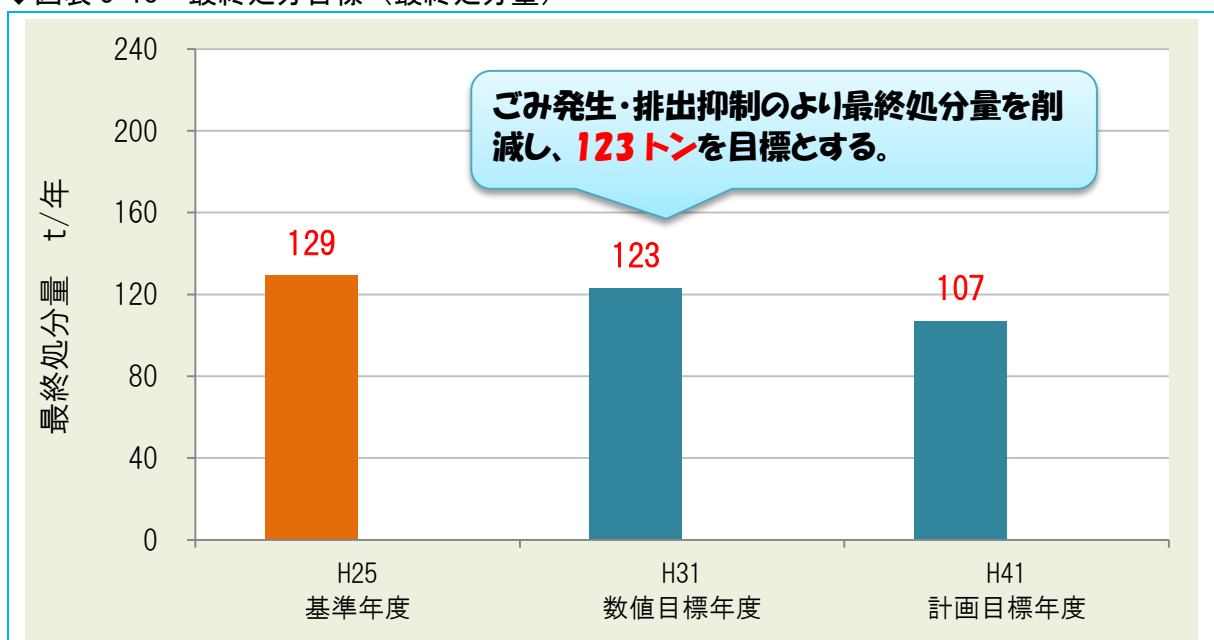
◆図表 3-17 リサイクル目標（リサイクル率）



(3) 最終処分目標

最終処分目標は、数値目標年度である平成 31 年度において最終処分量を 123 トンに維持するものとします。

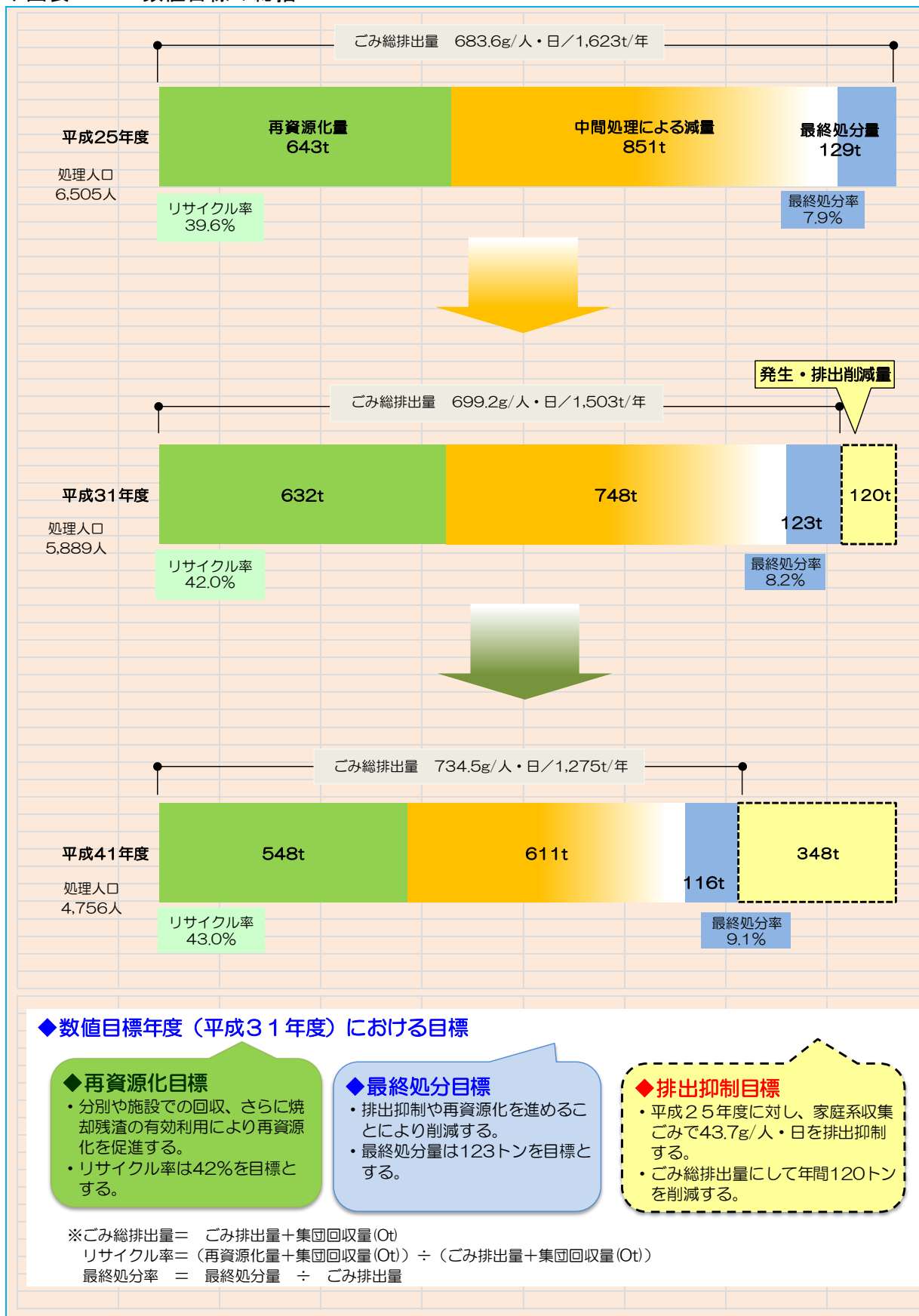
◆図表 3-18 最終処分目標（最終処分量）



(4) 総括

数値目標の総括を図表 3-19 に示します。

◆図表 3-19 数値目標の総括

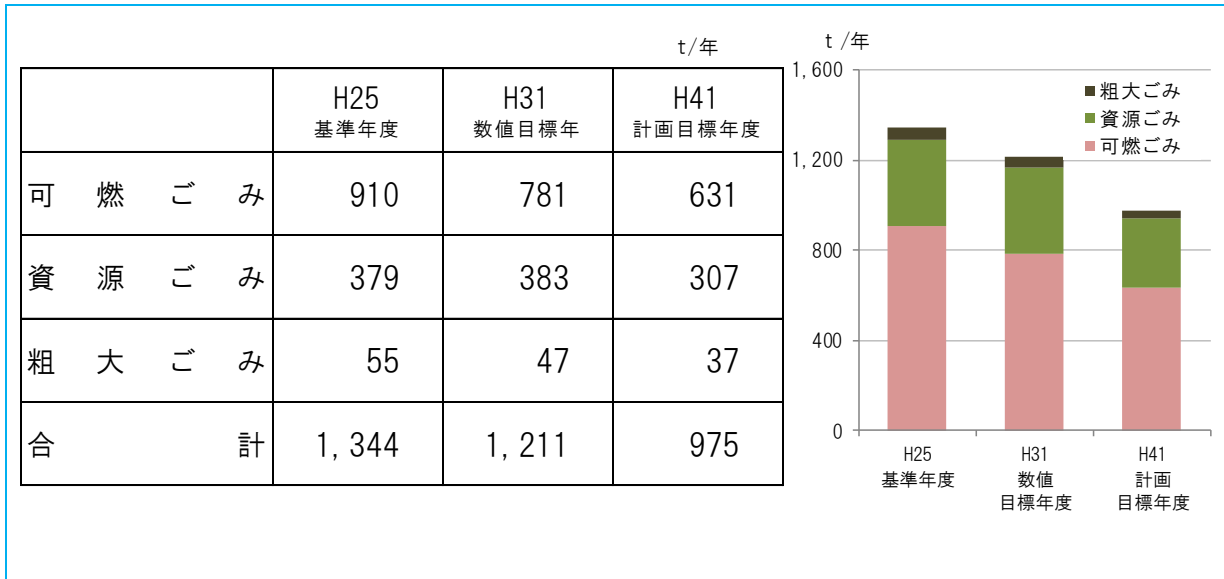


3 適正処理に向けた処理・処分量

(1) 収集・運搬量

収集・運搬量は、発生・排出削減目標の達成により削減され、平成 31 年度に約 1,211 トン、平成 41 年度に約 975 トンと見込みます。

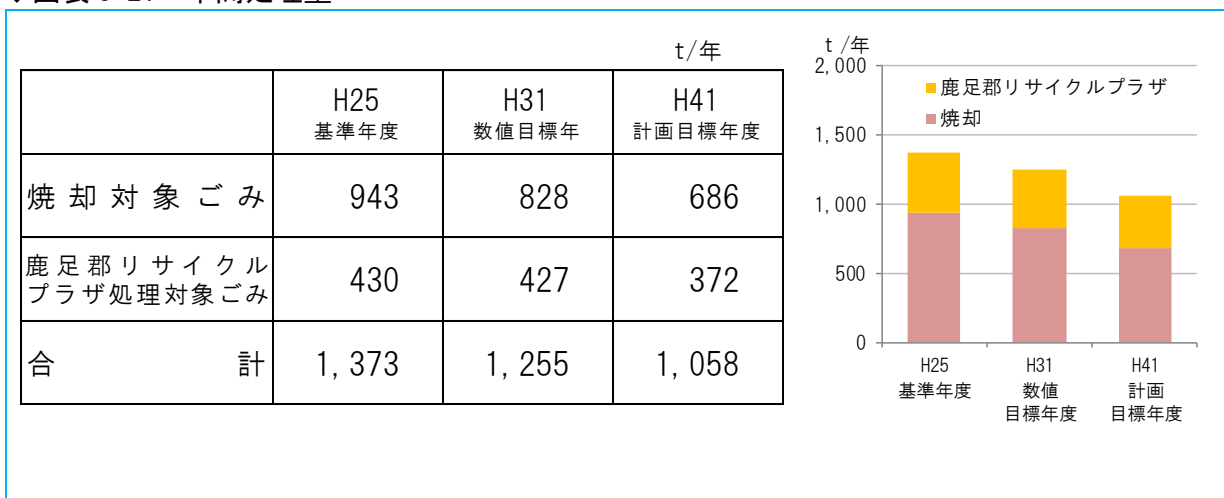
◆図表 3-20 収集・運搬量（収集ごみ）



(2) 中間処理量

中間処理量は、ごみ排出削減目標の達成により削減され、平成 31 年度に約 1,255 トン、平成 41 年度に約 1,058 トンと見込みます。

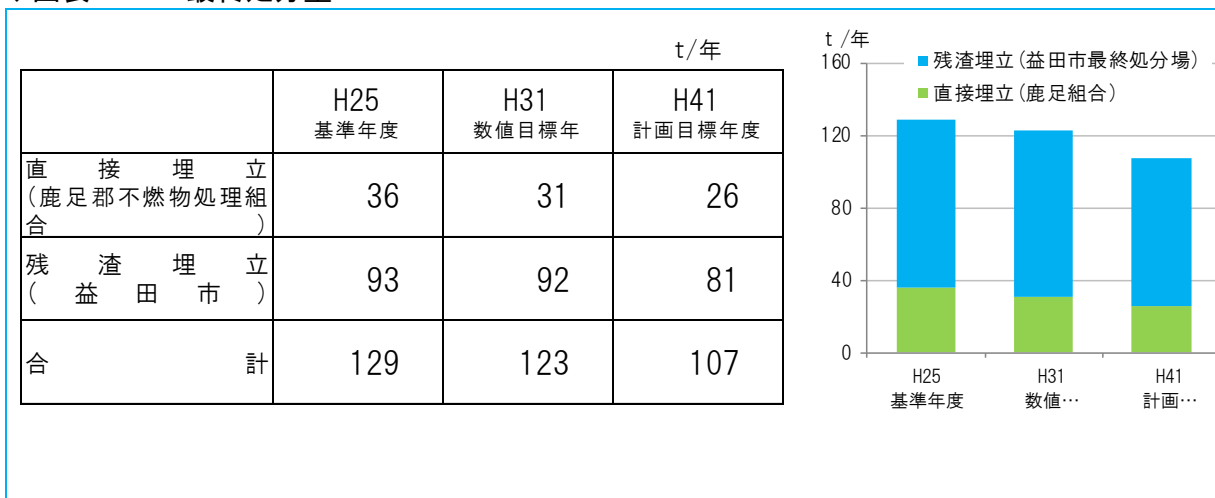
◆図表 3-21 中間処理量



(3) 最終処分量

最終処分量は、平成 31 年度に 123 トン、平成 41 年度に 107 トンと見込みます。

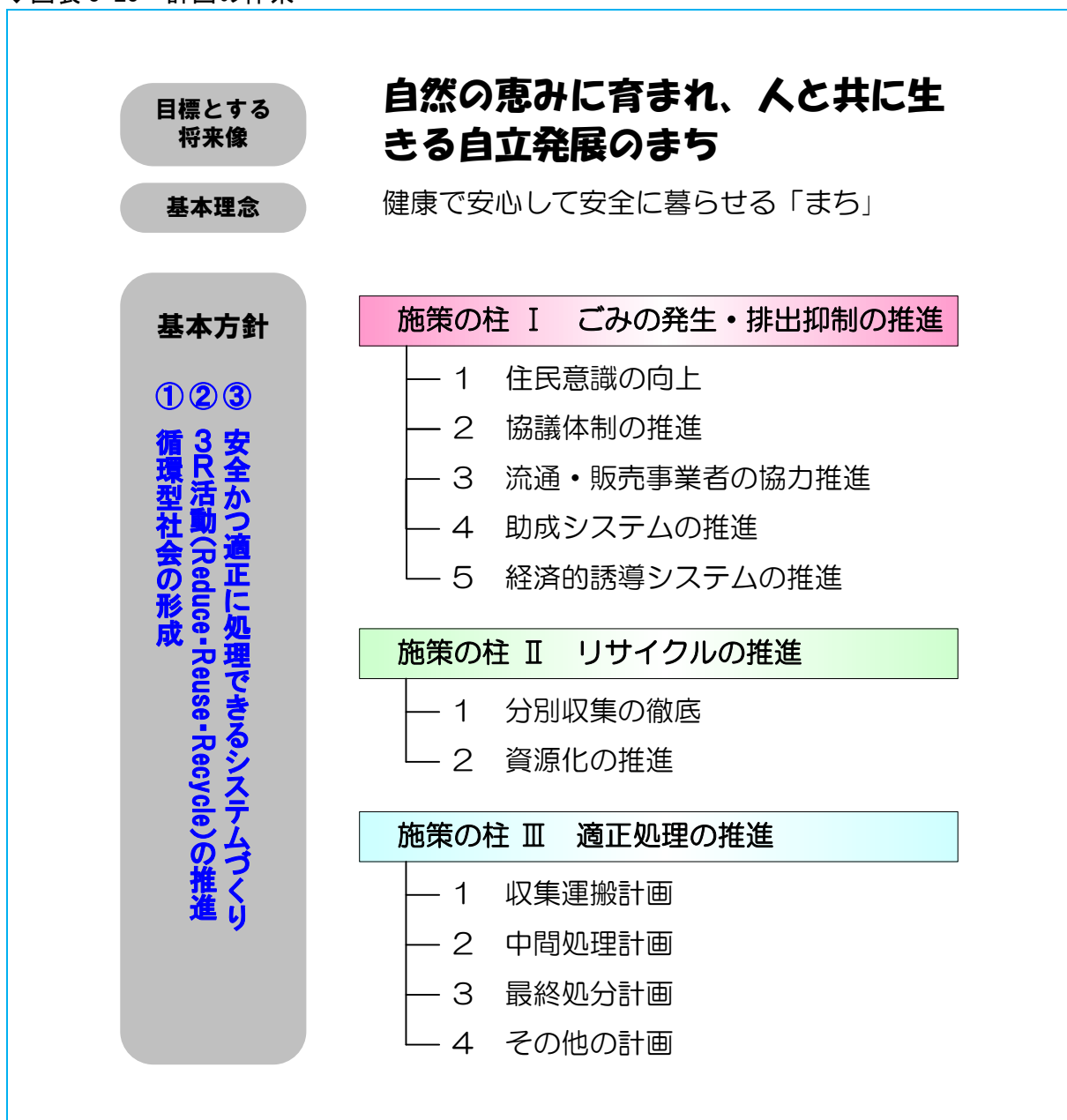
◆図表 3-22 最終処分量



4. 計画の体系

本計画では、循環型社会の形成を図り、“自然の恵みに育まれ、人と共に生きる自立発展のまち”を実現するため、ごみ処理の基本理念、基本方針のもと、今後実施する施策を以下のとおりとします。

◆図表 3-23 計画の体系





5. ごみの発生・排出抑制の推進(排出抑制計画)

ごみの発生・排出抑制は、住民や事業者が積極的に取り組むことが必要です。行政は住民や事業者の取り組みを支援します。

ごみ発生・排出抑制目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとします。

1 住民意識の向上

環境教育		
<ul style="list-style-type: none"> 学校や地域社会の場において、副読本等を活用した環境教育を推進する。 本町の再資源化の取り組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民、事業者に情報提供を行い、ごみ処理の現状認識を深めてもらう。 		継続
普及啓発		
<ul style="list-style-type: none"> 広報紙・ケーブルテレビ等を通じて情報を提供し、ごみの排出抑制の啓発を行う。 		継続

2 協議体制の推進

自治会の定例会の活用		
<ul style="list-style-type: none"> 自治会単位で定期的に行っている定例会で、ごみ問題等に関連する内容について、行政との対話を設け、安心コミュニティ実現のために広く意見を求め、より現実的なごみの減量化を推進する。 		新規

3 流通・販売事業者の協力推進

簡易包装の推進(マイバッグ運動・レジ袋対策)		
<ul style="list-style-type: none"> 必要以上の物を買わず余分な物をごみにしない、使い捨て容器入りの製品の代わりに詰替用品の購入等を推進する。 商工会等を通じて、商店及びスーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。 		継続

4 助成システムの推進

ごみ減量化協力団体助成制度(案)

◇ 集団回収等による活動において、一定の回収に応じて助成金を交付する制度を運用することによる、更なる資源物の回収を図り、地域での活動によることから相対的な効果を狙う。

新規

5 経済的誘導システムの推進

指定ごみ袋制度

◇ 燃えるごみ等において有料指定袋制度としている。今後も手数料調査を行いながら、指定ごみ袋制度を継続していく。



継続

6. リサイクルの推進(再生利用計画)

ごみのリサイクルは、住民や事業者が自ら再生利用等に積極的に取り組むことが必要です。行政は住民や事業者の取り組みを支援します。

リサイクル目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとします。

1 分別収集の徹底

分別区分の周知徹底		
<p>◇ 資源ごみの分別を進めるため、分別徹底の必要性について、自治会等に対し、出前講座等の説明会を実施する。</p>	<p>きちんと分別</p> 	継続
<p>◇ 住民にわかりやすいごみの分別区分、出し方のパンフレット・ごみ収集カレンダーを作成し、啓発を図る。</p>		継続

2 リサイクルの推進

パソコンリサイクル		
<p>◇ パソコンは、メーカーによる回収を率先する。</p> <p>◇ 販売メーカーあるいはパソコン3R推進センターにて手続きを行い、回収・有効利用を図る。</p>		継続
家電リサイクル		
<p>◇ 小型家電製品については、新たに制度化された小型家電リサイクル法に基づき、回収・有効利用を図る。</p> <p>＜小型家電の例＞</p> 		継続

7. 適正処理の推進(ごみ処理計画)

ごみの適正処理は、排出段階における排出抑制や分別徹底を住民や事業者が担うほかは、ごみの収集運搬、中間処理、最終処分は、行政が責任をもって行います。

リサイクル目標や最終処分目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとします。

1 ごみ処理区域とごみ処理主体

【排出段階】

排出段階におけるごみの排出抑制や再利用、さらには分別徹底については、排出者である住民や事業者が行うものとします。

適正処理の観点からもごみ排出抑制や分別徹底を推進する必要があるため、排出者への支援等については、本町が行うものとします。

【収集・運搬】

収集・運搬は、住民により排出されたごみを受け取るもので、住民との接点であることから、基本的には現状どおり本町が主体となって行うものとします。具体的には直営あるいは委託収集とします。なお、事業系ごみの運搬（搬入）については、原則、事業者自らの責任により行うものとします。

【処理・処分】

ごみの中間処理、最終処分は、高度な公害防止対策が不可欠であるため、本町が責任をもって行うものとします。

また、処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うものとします。

◆図表 3-24 ごみ処理段階ごとの責任者（処理主体）

排出者	ごみ種類	排出段階	収集・運搬	中間処理	最終処分
住民	燃やせるごみ 資源ごみ ビン類 カン類	住民	吉賀町	吉賀町	吉賀町
事業者	容器プラスチック 商品プラスチック 有害ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ	事業者		吉賀町 (事業者)	吉賀町 (事業者)

- 注) 1. 中間処理、最終処分に関する処理主体に民間あるいは一部事務組合への委託を含む。
2. 事業者は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとするが、住民が排出するごみの処理に支障がないと認める場合において、中間処理、最終処分を本町が行うものとする。

収集運搬に関する住民サービスを維持しつつ、効率的な処理が行える収集運搬体制を構築していくものとします。

(1) 住民サービスの向上

燃やせるごみをごみステーションに長時間置いておくと、カラスや野良猫がごみを散乱させるなど、不衛生となります。計画的な収集運搬に努め排出されたごみが長時間ごみステーションに滞留しないよう、早期収集運搬を行うなど、住民サービス向上が図れるよう周知徹底をしていくものとします。

なお、粗大ごみは直接リサイクルプラザへ持ち込むか、指定日にステーションへ搬出することとなっています。近年では、空き家家屋における片付けごみのステーション搬出が目立ち、収集に時間を要する状況となっています。片付けごみのような一時的多量ごみについては、できる限り排出者により直接リサイクルプラザへ持ち込んでいただく協力を要請するとともに、収集体制について、部分的な委託による対応を検討するものとします。

(2) 有料指定袋制

現在、燃やせるごみ、ビン類、カン類、容器プラスチック、商品プラスチックの排出は、有料指定袋によるものとしています。今後も、有料指定袋制を継続していくものとしませんが、ごみ排出状況などを踏まえ、有料化の在り方について継続して検討するものとします。

(3) 収集運搬許可制

ごみの収集運搬は、排出者自らが行うか、本町の収集に出すか、あるいは本町が委託する収集運搬業者により行われています。

ごみの収集運搬に関する許可制度は、現在運用しておらず、本町内から排出されるごみの収集運搬は概ね良好に運用されています。

将来のごみ排出量は、本計画においてごみ排出抑制目標を定めて削減していくものとしています。そのため、ごみ収集運搬業に関する新たな許可制度の運用は行わないものとします。

本町から排出されるごみは、分別されたごみの再資源化を推進することでマテリアルリサイクルを推進します。

一方で、再資源化できない燃えるごみについては、益田地区広域市町村圏事務組合の焼却施設により、処理過程で発生する溶融スラグを有価物として有効利用することでマテリアルリサイクルを推進していくものとします。

(1) 資源ごみ等の適正処理体制

本町の不燃ごみ（資源ごみ含む）の処理は、鹿足郡不燃物処理組合の管理するリサイクルプラザにて、適正処理と有効利用を進めていくものとしています。

リサイクルプラザでは、住民や事業者にて排出された各区分（可燃性粗大ごみ・商品プラスチック・容器プラスチック・ビン・カン等）のごみを資源として活用するために、機械や手選別により、精度の高い資源化物とすることでリサイクルに寄与しています。

本町では、リサイクルプラザが問題なく稼働できるよう、住民や事業者に対し、分別の徹底を啓発していくとともに、ごみの搬入を計画的に行っていくものとします。

3-25 リサイクルプラザの概要

建設地	鹿足郡吉賀町大字幸地 1319
供用開始	平成16年6月
施設規模	容器プラスチック 1.86 t/日 商品プラスチック 0.65 t/日 可燃性粗大ごみ 0.68 t/日 ビン 1.88 t/日 カン 1.03 t/日
処理方式	破碎機・破袋機・破集袋機・磁選機・手選別コンベヤ・圧縮機等
啓発施設	リサイクル工房

(2) 燃えるごみの適正処理体制

本町の燃えるごみの処理は、益田地区広域市町村圏事務組合が管理する益田地区広域クリーンセンターにより適正処理と有効利用を進めていくものとしています。

益田地区広域クリーンセンターは、本町及び益田市・津和野町から発生する可燃ごみの適正処理を、民間企業による運転・管理にて実施しており、ストーカ式燃焼施設と焼却残渣である焼却灰を溶融処理して再生利用可能なスラグの生成を行うものとしています。

生成されたスラグは、年間約 50 t であり、地元業者にて引取、再資源化しています。

本町では、益田地区広域クリーンセンターが問題なく稼働できるよう、住民や事業者に対し、分別の徹底を啓発していくとともに、ごみの搬入を計画的に行っていくものとします。

◆図表 3-25 益田地区広域クリーンセンターの概要

建設地	益田市多田町 1082 番地 7
供用開始	平成 19 年 10 月
施設規模	62 t/日 (31 t/24h×2 炉)
焼却方式	全連続燃焼式 (ストーカ炉)
溶融方式	バーナ溶融方式 (9.6 t/24H×1 炉)
余熱利用	発電設備 (高効率回収)
排ガス処理方式	バグフィルタ+乾式排ガス処理装置+脱硝反応装置

本町から排出されるごみの最終処分は、可燃ごみ残渣は、益田地区広域クリーンセンターにて焼却処理され、益田市の最終処分場にて埋立処分しており、不燃物残渣は、鹿足郡不燃物処理組合の最終処分場にて埋立している。今後も各行政機関による最終処分を継続的に行っていくものとします。

(1) 最終処分場の適正管理

本町から排出されるごみの最終処分は、益田市及び鹿足郡不燃物処理組合の管理する廃棄物最終処分場にて埋立処分しています。本町としては、それぞれの施設に対して適正な維持管理を要請するとともに、必要な経費について支払っていくことで、今後も継続した適正処理体制を維持するものとします。

(2) 最終処分場の延命化

最終処分場は一度埋立が終了すると再び使用できないため、有限の施設と位置づけられ、排水を伴うという性格から、新たな施設整備は困難性が高い施設です。

各施設について少しでも長く使えるようにするために、ごみの排出について、減量化施策を実施することで、延命化に寄与するものとします。

ごみの収集から中間処理、最終処分のほか、不法投棄対策等を講じることで環境美化等を推進していくものとします。

(1) 不法投棄対策

本町の環境を保全していくためには、ごみの適正排出、適正処理処分が必要です。

しかし、ごみとして排出されず、ポイ捨てや山間部への不法投棄により環境が破壊されることも懸念されます。

よって、不法投棄防止に関する啓発パンフレットの配布や防止看板の設置などを行うとともに、地域住民の協力を得て、ごみを捨てにくい環境づくりを推進していくものとします。

なお、不法投棄は、定期的なパトロール、各種環境団体、警察等関係機関と連携して防止していきます。

(2) 災害廃棄物対策

災害時に多量に発生する廃棄物は、各所で散乱して存在することが多く、早急な撤去が求められます。本町では、「地域防災計画」を策定中であり、策定後はこの計画に従って、適正処理を行っていきます。

また、必要に応じ、島根県、公益社団法人全国都市清掃会議及び関係業界団体を通じて近隣市町、関係業者へも応援を依頼し、収集、運搬、処分を行うものとします。そのため、関係機関との連携を図っていくものとします。

(3) 在宅医療廃棄物対策

一般家庭から排出されるごみの中には、患者自らが行う医療処置によって発生した注射針などの危険な在宅医療廃棄物が含まれている可能性があります。ごみ処理工程において、注射針がごみ分別作業者に刺さる事故が全国の自治体で報告されており、在宅医療廃棄物による事故を防ぐためにも、医師や医療機関と連携を図り、安全な排出方法を指導してもらうなど、適正な処理を推進することが必要です。

具体的には、注射針など危険なものや感染性のあるものは医療機関を通じて専門業者による回収とし、その他のものは本町による処理とします。

(4) 温暖化防止対策

本町では、地球温暖化防止に向けて、平成 18 年度に「吉賀町地球温暖化対策実行計画」を作成しています。一般廃棄物処理については、当計画の対象としていませんが、「ごみ量の減量化」により温室効果ガスの削減に寄与していくものとします。



第4章

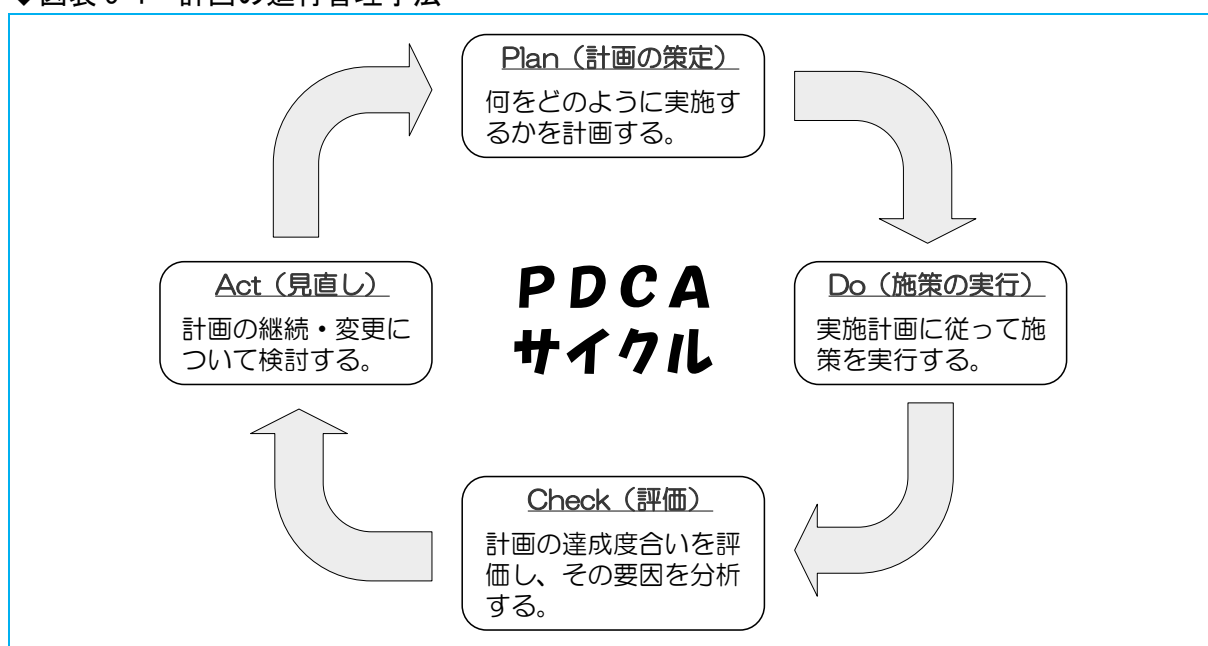
計画の進行管理

1. 計画の進行管理

本計画を確実に実施していくためには、取り組みの状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、必要な追加施策等を講じていくことが必要です。

そのため、PDCAサイクルにより、継続的に管理していくものとします。

◆図表 5-1 計画の進行管理手法



2. 進行管理指標

本計画に示した施策、事業を着実に実施・推進するため、毎年度、ごみの処理状況を取りまとめます。

計画の進行管理のための指標（案）は図表5-2のとおりとし、目標値に対する進捗率などを毎年確認し、計画の進行状況を把握します。

◆図表 5-2 計画の進行管理指標（案）

収集ごみ 1 人 1 日平均排出量	(収集ごみ排出量 ÷ 365 日 ÷ 行政区域内人口)
直接搬入ごみ 1 日平均排出量	(直接搬入ごみ排出量 ÷ 365 日)
ごみ 1 人 1 日平均排出量	(総ごみ排出量 ÷ 365 日 ÷ 行政区域内人口)
リサイクル率	(リサイクル量 ÷ 総ごみ排出量)
最終処分量	

巻末資料

1. 用語集…………… 1
2. ごみ排出量の実績及び将来見込み…………… 4

1. 用語集

1. 一般廃棄物と産業廃棄物

一般廃棄物は、「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」において、産業廃棄物以外のものと定義されており、家庭において生活を営む上で排出されるごみ「家庭系一般廃棄物」と事業所から排出される産業廃棄物以外の「事業系一般廃棄物」です。なお、以前、家電製品などでも広く使われていたポリ塩化ビフェニル（PCB）など、産業廃棄物以外であっても環境や人体への影響が特に問題視されるものについては、「特別管理一般廃棄物」として一般廃棄物とは区別しています。

①（産業廃棄物）

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーパイドかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	廃ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材または木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等
		貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固形化物）	

②（一般廃棄物） 上記以外のもの

2. 温室効果ガスと地球温暖化

温室効果ガスとは、大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称で、二酸化炭素、メタン等が該当します。

また、大気中の温室効果ガスが増加し、大気や海洋の平均気温が上昇していく現象のことを地球温暖化といいます。

3. 家庭系ごみと事業系ごみ

家庭系ごみとは、日常生活を送る中で排出される厨芥類や紙くず等の焼却ごみ、びん類、かん類、さらには古紙類などの資源品他で、家庭で発生・排出されるごみです。

一方で、店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とするものだけではなく病院・学校・官公署など広く公共サービス等を行っているところも含めて、事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系廃棄物（事業系ごみ）といい、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に大別され、そのうちの産業廃棄物以外のごみを、事業系一般廃棄物としています。

4. サーマルリサイクルとマテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル

サーマルリサイクルとは、ごみを燃やし、その際に発生する熱をエネルギーとして利用することです。具体的には、回収した熱を冷暖房や温水プールの熱源としたり、蒸気のかたちで回収し、発電に利用しています。

一方、ごみを原料として再利用することを「材料リサイクル」（マテリアルリサイクル）と呼びます。具体的には、飲料缶を回収して土木資材に再生するなどしています。

なお、ペットボトルのリサイクルは、樹脂の原料まで処理することでペットボトルや繊維の原料として利用されており、これを「ケミカルリサイクル」と呼んでいます。

5. 在宅医療と感染性廃棄物

在宅医療は、広義には病院外で行う医療全般をさします。たとえば病院で処方してもらった薬を自宅で飲んだり、注射薬を使用しつつ職場に通ったりするなど、通常社会生活を行いながら、自宅で行う医療です。在宅医療は外来通院医療、入院医療に次ぐ「第三の医療」とも言われ、今後ますます増加・多様化すると考えられています。

こうした在宅医療において、問題となっているのが感染性廃棄物です。これは、「人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物」であり、これらの処理については、廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号）により特別管理廃棄物と規定されています。

発生した感染性廃棄物は、通常的一般廃棄物や産業廃棄物とは分離し、密閉容器等に保管し、容器にバイオハザードマークを表示します。また、運搬や処理処分についても感染性廃棄物の許可をもった業者により、厳重な管理のもと処理することが必要

です。

6. 焼却残渣

ごみを焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分と未燃分（燃え残り）からなります。燃やせるごみに金属やガラス等が混入すると、未燃分（燃え残り）となり、焼却炉内で詰まる等により設備を損傷してしまいます。

7. 中間処理と最終処分

中間処理は、集められたごみを焼却、選別、破碎などの処理を行うことです。過去のごみ処理は、単純に容積を小さくするための焼却処理や破碎処理が行われてきましたが、現在では、素材ごとに選別回収したり、不純物を除去するなども行われています。また、焼却処理では、発生する熱を回収利用する取り組みも行われています。

最終処分は、廃棄物処理法において、「埋立処分」、「海洋投棄処分」または「再生」のことを言いますが、本計画では、「最終処分場に埋立処分すること」、としています。

最終処分先である最終処分場は、ガラス類など不燃物のみを埋立処分できる「安定型処分場」、有機物等が含まれるごみを埋立処分する「管理型処分場」、さらに、有害なごみを埋立処分する「遮断型処分場」があります。

8. PCB

ポリ塩化ビフェニル (polychlorinated biphenyl) は、略して PCB (ピーシービー) とも呼ばれています。この物質は、人工的に化合されたもので、熱に対して安定で、電気絶縁性が高く、耐薬品性に優れていることから、電気機器の絶縁油など幅広い分野に用いられていました。一方、生体に対する毒性が高く発癌性があるなど、有害であるため、現在、PCB 自体の製造・輸入・使用は禁止されていますが、PCB を含む電子機器等が継続して使用されている可能性があります。こうした機器が廃棄物となった場合は、「特別管理廃棄物」として厳重な管理による処理が必要です。また、国においては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成 13 年法律第 65 号)」を定め、適正処理を進めています。

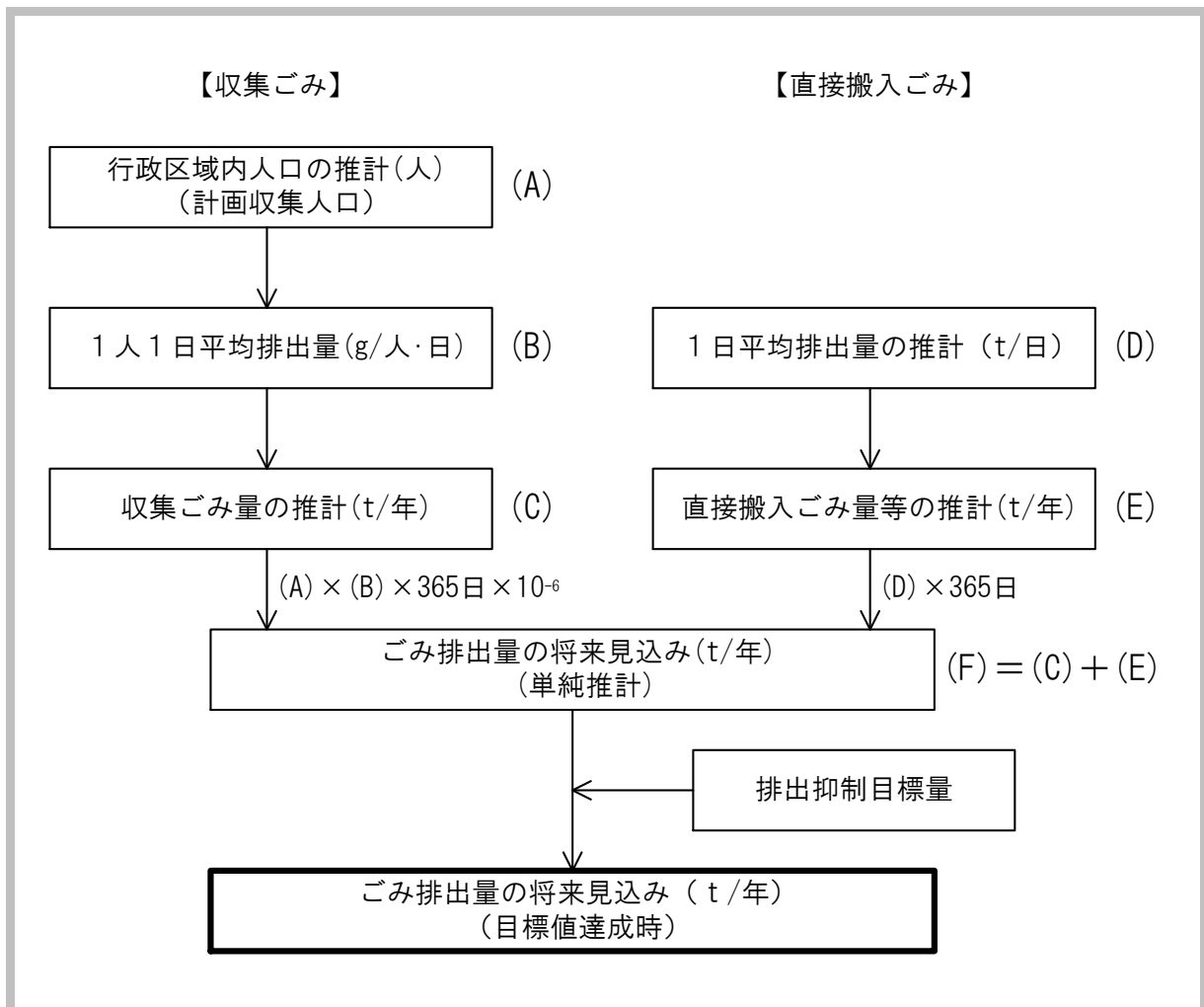
2. ごみ排出量の実績及び将来見込み

1. 将来見込みの算出手順

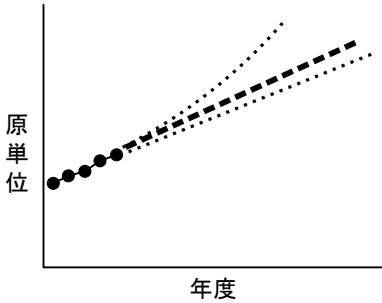
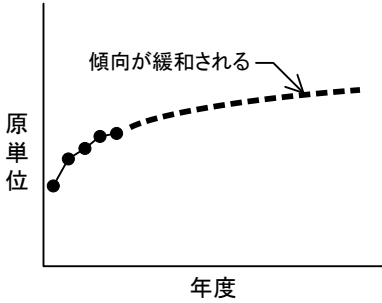
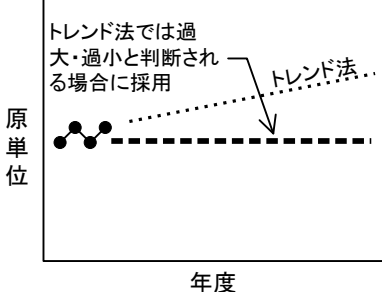
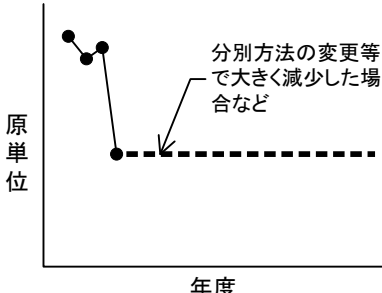
本計画における人口及びごみ排出量の将来見込みは、図表 2-1 に示す手順で算出しました。具体的には、将来推計は、過去の実績値についてトレンド（傾向）分析を行った回帰式を用いて行いました。なお、将来値を推計するにあたり、異常値と判断できる実績値は除外するとともに、過去の推移などを参考に、適宜、適切な推計方法（式）を採用しました。この結果、得られた推計結果を『単純推計』としました。

一方、ごみ排出抑制施策を講じるものとして目標値を定め、その目標値が達成された場合の将来推計を『目標値達成時』としました。

◆図表 2-1 人口及びごみ排出量の将来見込みの算出手順



◆図表 2-2 採用する推計方法の考え方

推計方法	考え方
最小二乗法 等差級数法 等比級数法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加や減少が安定した傾向を示し、推計対象物の性格や他事例から今後この傾向が続くと考えられる場合に採用します。 ○ 過大過小とならないよう、3方法の中位を採用します。 
対数回帰法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加や減少傾向が徐々に緩和される傾向を示し、今後もこの傾向が続くと判断できる場合に採用します。 ○ 前出の推計は、直線的に増減するため、長期的にみると過大となったり、減少傾向の場合にゼロとなったりする場合がありますが、こうしたことは起こり得ないと判断できる場合等に採用します。 
平均	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期的には横ばい傾向で、各年では増減を繰り返しているような場合で、最小二乗法では実績値を反映した推計が困難と判断される場合に採用します。 ○ 最新年のデータが増加している場合に増加傾向を示す推計となり、長期的に不合理となる場合があります。 
指定年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の実績値がない、あるいは分別区分の変更等により、将来推計を行ううえで参考とならないと判断される場合に最新年をもって将来推計値とする場合等に採用します。 

2. 行政区域内人口の推計

1) 総合計画目標人口

本町では、平成 19 年 12 月に策定した「吉賀町まちづくり計画」（以下「総合計画」という。）において、平成 28 年度の目標人口を 6,200 人と設定しています。

2) 住民基本台帳人口(年度末)の実績

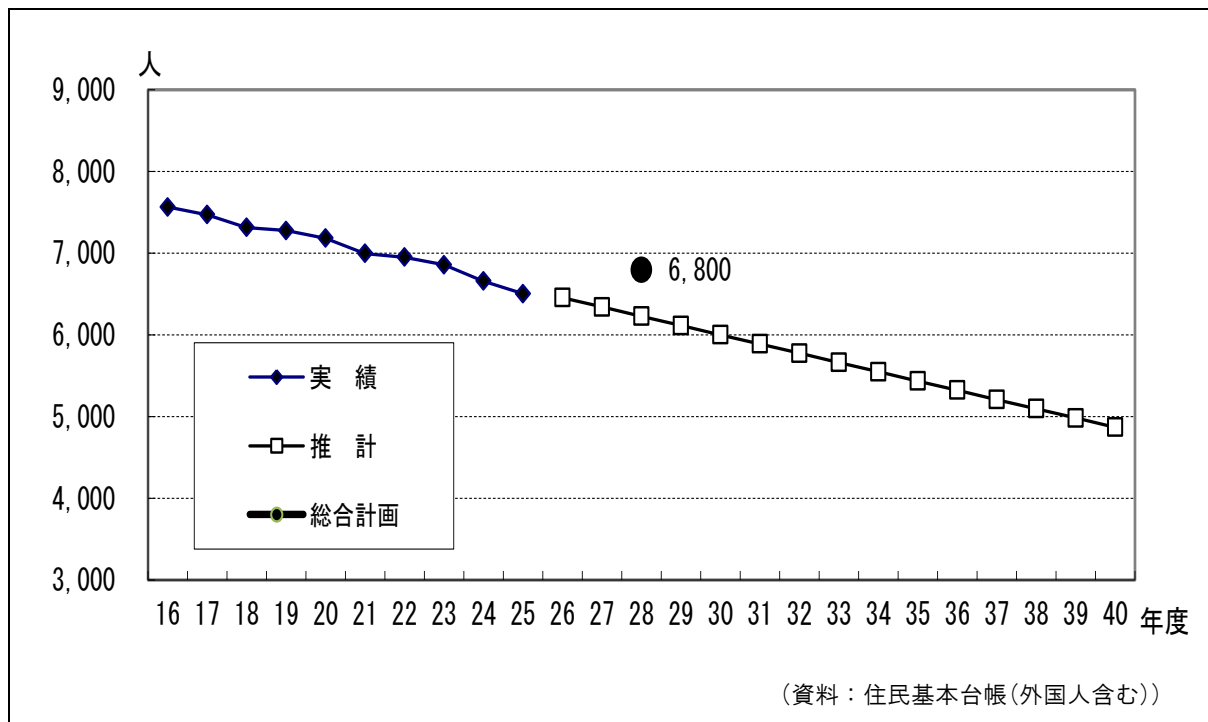
住民基本台帳人口（10/1 付、外国人登録人口含む）の実績は、図表 2-3 に示すように、増減はあるものの概ね減少傾向にあります。平成 25 年度の実績値は、6,505 人と過去 10 年間で 154 人の減少となっており、総合計画における目標人口と乖離しています。

3) 将来人口

本計画における将来人口は、ごみ処理の適正化にむけた具体的な施策展開のため、政策的な将来人口として位置づけられる総合計画の目標人口ではなく、現実に近いものとする必要があります。

以上から、本計画では、過去の実績値を基にしたトレンド法による推計人口を用いるものとししました。

◆図表 2-3 行政区域内人口の実績と将来推計値



3. ごみ排出量の将来見込み（単純推計）

収集ごみについては、ごみ種類別の1人1日平均排出量を原単位とし、これを将来推計したうえで、行政区域内人口の将来推計結果を乗じることにより、収集ごみ排出量の将来推計値（単純推計）としました。

また、直接搬入ごみは、1日平均排出量を原単位とし、これを将来推計することによりごみ排出量の将来推計値としました。

単純推計値を図表 2-4 に示します。また、ごみ種類ごとの推計式については、行政区域内人口とわせ、資料 1～12 に示します。

$$\begin{aligned} \text{収集ごみ} \quad & \text{原単位} = 1 \text{ 人 1 日 当 たり ご み 排 出 量 (g/人 \cdot \text{日})} \\ & = \text{年 間 排 出 量 (t/年)} \div \text{計 画 収 集 人 口 (人)} \div 365 (\text{日}) \times 10^6 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{直接搬入ごみ} \quad & \text{原単位} = 1 \text{ 日 平 均 排 出 量 (t/日)} \\ & = \text{年 間 排 出 量 (t/年)} \div 365 (\text{日}) \end{aligned}$$

4. 排出削減目標値等の設定と目標値を達成した場合の将来見込み（目標値達成時）

ごみ種類別の単純推計値をみると、ほとんどのごみ種類が将来にも減少するか、概ね横ばいで推移すると見込まれます。

そのため、本計画における数値目標は、燃えるごみを対象に、最新年である平成 25 年度実績値の 10%を削減量としました。また、目標量は、数値目標年度である平成 31 年度において達成されるものとしました。

なお、目標値を設定しないその他のごみ種類についても、減少見込みである将来値（単純推計値）が達成できるよう、施策等を講じるものとします。

目標値が達成された場合の将来見込み値を図表 2-5 に示します。

5. 収集可燃ごみの分別目標を達成した場合の将来見込み

収集可燃ごみに含まれる古紙類が潜在していると仮定し、約 20 グラムが資源ごみに移行することを見込んだ将来推計値を算出しました。

なお、目標値を設定しないその他のごみ種類についても、減少見込みである将来値（単純推計値）が達成できるよう、施策等を講じるものとします。

目標値が達成された場合の将来見込み値を図表 2-6 に示します。

6. ごみ処理内訳の実績と将来見込み（目標値達成時）

施設等に搬入されたごみについて、選別等の中間処理を行った後の処理内訳（資源物や埋立物量など）は、最新年である平成 25 年度の実績値を基に比率按分しました。また、将来の処理体制も考慮しました。ごみ処理内訳の実績と将来見込みを図表 2-7 に示します。

◆図表2-4 ごみ排出量の実績値と将来推計値（単純推計）

		← 実績 推計 →																								備考(推計)				
		数値目標年度												計画目標年度																
		年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41		
人口	行政区域内人口	[人]	7,565	7,472	7,316	7,278	7,184	6,997	6,950	6,857	6,659	6,505	6,456	6,342	6,229	6,116	6,002	5,889	5,776	5,662	5,549	5,436	5,323	5,209	5,096	4,983	4,869	4,756	資料1	
	計画処理区域内人口	[人]	7,565	7,472	7,316	7,278	7,184	6,997	6,950	6,857	6,659	6,505	6,456	6,342	6,229	6,116	6,002	5,889	5,776	5,662	5,549	5,436	5,323	5,209	5,096	4,983	4,869	4,756	=行政区域内人口	
収集済み	計画収集人口	[人]	7,565	7,472	7,316	7,278	7,184	6,997	6,950	6,857	6,659	6,505	6,456	6,342	6,229	6,116	6,002	5,889	5,776	5,662	5,549	5,436	5,323	5,209	5,096	4,983	4,869	4,756	=行政区域内人口	
	自家処理人口	[人]																												
収集可燃ごみ	年間ごみ量	[t/年]	771	790	779	751	909	859	758	850	892	910	930	934	934	931	925	918	909	899	888	876	864	850	837	822	808	793	原単位×計画収集人口×365÷10 ⁶	
	一日ごみ量	[t/日]	2.11	2.16	2.13	2.06	2.49	2.35	2.08	2.33	2.44	2.49	2.55	2.56	2.56	2.55	2.53	2.52	2.49	2.46	2.43	2.40	2.37	2.33	2.29	2.25	2.21	2.17	年間量÷365	
	原単位	[g/人/日]	279.2	289.7	291.7	282.7	346.7	336.3	298.8	339.6	367.0	383.3	394.7	403.5	410.8	416.9	422.2	426.9	431.1	434.9	438.3	441.5	444.5	447.2	449.8	452.2	454.5	456.6	資料2	
収集資源ごみ	年間ごみ量	[t/年]	619	521	523	497	454	417	389	364	389	379	375	368	360	353	346	339	332	325	319	312	305	298	291	285	278	271	原単位×計画収集人口×365÷10 ⁶	
	一日ごみ量	[t/日]	1.70	1.43	1.43	1.36	1.24	1.14	1.07	1.00	1.07	1.04	1.03	1.01	0.99	0.97	0.95	0.93	0.91	0.89	0.87	0.85	0.84	0.82	0.80	0.78	0.76	0.74	年間量÷365	
	原単位	[g/人/日]	224.2	191.0	195.9	187.1	173.1	163.3	153.3	145.4	160.0	159.6	159.2	158.8	158.5	158.3	158.0	157.8	157.6	157.4	157.3	157.1	156.9	156.8	156.7	156.5	156.4	156.3	資料3	
収集粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	99	61	72	64	61	59	52	48	58	55	54	53	52	51	50	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	原単位×計画収集人口×365÷10 ⁶	
	一日ごみ量	[t/日]	0.27	0.17	0.20	0.18	0.17	0.16	0.14	0.13	0.16	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14	0.14	0.13	0.13	0.13	0.12	0.12	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	0.10	年間量÷365	
	原単位	[g/人/日]	35.9	22.4	27.0	24.1	23.3	23.1	20.5	19.2	23.9	23.2	23.0	22.9	22.8	22.7	22.6	22.5	22.5	22.4	22.3	22.3	22.2	22.2	22.1	22.1	22.0	22.0	資料4	
直接搬入可燃ごみ	年間ごみ量	[t/年]	0	0	0	7	0	0	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	原単位×計画収集人口×365÷10 ⁶	
	一日ごみ量	[t/日]	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	年間量÷365	
	原単位	[g/人/日]	0.0	0.0	0.0	2.6	0.0	0.0	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	搬入量が微量であり最新年で換ばいとした	
合計 (家庭系ごみ)	年間ごみ量	[t/年]	1,489	1,372	1,374	1,319	1,424	1,335	1,199	1,262	1,339	1,344	1,359	1,355	1,346	1,335	1,321	1,305	1,288	1,270	1,252	1,232	1,212	1,190	1,169	1,147	1,125	1,102	上記年間ごみ量の合計	
	一日ごみ量	[t/日]	4.08	3.76	3.76	3.62	3.90	3.65	3.29	3.46	3.67	3.68	3.72	3.71	3.69	3.66	3.62	3.58	3.53	3.48	3.43	3.38	3.32	3.26	3.20	3.14	3.08	3.02	上記一日ごみ量の合計	
	原単位	[g/人/日]	539.3	503.1	514.5	496.5	543.1	522.7	472.7	504.2	550.9	566.1	576.7	585.4	592.0	598.0	603.0	607.1	610.9	614.5	618.2	620.9	623.8	625.9	628.5	630.6	633.0	634.8	年間ごみ量÷365日÷計画収集人口×10 ⁶	
許可業者可燃ごみ	年間ごみ量	[t/年]	0	0	0	0	0	0	2	10	12	13	15	15	15	15	15	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	一日ごみ量×365日	
	一日ごみ量	[t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	資料5	
	原単位	[g/人/日]	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
直接搬入可燃ごみ	年間ごみ量	[t/年]	0	0	0	0	0	0	5	7	11	20	22	22	26	26	29	29	29	29	33	33	33	33	33	33	37	37	一日ごみ量×365日	
	一日ごみ量	[t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.02	0.03	0.05	0.06	0.06	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.10	資料6	
	原単位	[g/人/日]	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
直接搬入(家庭系混在)	年間ごみ量	[t/年]	180	170	180	183	150	176	189	226	248	246	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	一日ごみ量×365日	
	一日ごみ量	[t/日]	0.49	0.47	0.49	0.50	0.41	0.48	0.52	0.62	0.68	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	資料7	
	原単位	[g/人/日]	163.6	153.1	163.6	136.4	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6		
合計 (事業系ごみ)	年間ごみ量	[t/年]	180	170	180	183	150	176	196	243	271	279	282	282	286	286	289	292	292	292	296	296	296	296	296	296	300	300	上記年間ごみ量の合計	
	一日ごみ量	[t/日]	0.49	0.47	0.49	0.50	0.41	0.48	0.54	0.67	0.74	0.76	0.77	0.77	0.78	0.78	0.79	0.80	0.80	0.80	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.82	0.82	上記一日ごみ量の合計	
	原単位	[g/人/日]	63.6	60.4	63.6	63.6	60.4	63.6	63.6	63.6	63.6	63.6	63.6	63.6	63.6	63.6	63.6	63.6	63.6	63.6	63.6	63.6	63.6	63.6	63.6	63.6	63.6	63.6		
排出量計	可燃ごみ	年間ごみ量 [t/年]	771.0	790.0	779.0	758.0	909.0	859.0	758.0	850.0	892.0	910.0	930.0	934.0	934.0	931.0	925.0	918.0	909.0	899.0	888.0	876.0	864.0	850.0	837.0	822.0	808.0	793.0		
	資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	619.0	521.0	523.0	497.0	454.0	417.0	389.0	364.0	389.0	379.0	375.0	368.0	360.0	353.0	346.0	339.0	332.0	325.0	319.0	312.0	305.0	298.0	291.0	285.0	278.0	271.0		
	粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	279.0	231.0	252.0	247.0	211.0	235.0	241.0	274.0	306.0	301.0	299.0	298.0	297.0	296.0	295.0	293.0	292.0	291.0	290.0	289.0	288.0	287.0	286.0	285.0	284.0	283.0		
総排出量	年間ごみ量	[t/年]	1,669	1,542	1,554	1,502	1,574	1,511	1,395	1,505	1,610	1,623	1,641	1,637	1,632	1,621	1,610	1,597	1,580	1,562	1,548	1,528	1,508	1,486	1,465	1,443	1,425	1,402	収集ごみ量+直接搬入ごみ量	
	一日ごみ量	[t/日]	4.57	4.23	4.25	4.12	4.31	4.13	3.83	4.13	4.41	4.44	4.50	4.49	4.47	4.44	4.41	4.38	4.33	4.28	4.23	4.18	4.14	4.08	4.01	3.95	3.90	3.83	収集ごみ量+直接搬入ごみ量	
	原単位	[g/人/日]	604.4	565.4	581.9	565.4	600.3	591.6	549.9	601.3	662.4	683.6	696.4	707.2	717.8	726.1	734.9	743.0	749.4	755.8	764.3	770.1	776.2	781.6	787.6	793.4	801.8	807.6	年間ごみ量÷365日÷計画収集人口×10 ⁶	

注) 端数処理のため若干の誤差を含む。

◆図表2-5 ごみ排出量の実績値と将来推計値（ごみ排出抑制目標達成）

		← 実績 推計 →											数値目標年度										計画目標年度	備考（推計）					
年度		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37		38	39	40	41	
人口	行政区域内人口 [人]	7,565	7,472	7,316	7,278	7,184	6,997	6,950	6,857	6,659	6,505	6,456	6,342	6,229	6,116	6,002	5,889	5,776	5,662	5,549	5,436	5,323	5,209	5,096	4,983	4,869	4,756	資料1	
	計画処理区域内人口 [人]	7,565	7,472	7,316	7,278	7,184	6,997	6,950	6,857	6,659	6,505	6,456	6,342	6,229	6,116	6,002	5,889	5,776	5,662	5,549	5,436	5,323	5,209	5,096	4,983	4,869	4,756	=行政区域内人口	
	収集ごみ																												=行政区域内人口
	計画収集人口 [人]	7,565	7,472	7,316	7,278	7,184	6,997	6,950	6,857	6,659	6,505	6,456	6,342	6,229	6,116	6,002	5,889	5,776	5,662	5,549	5,436	5,323	5,209	5,096	4,983	4,869	4,756		
家庭系ごみ	収集可燃ごみ	年間ごみ量 [t/年]	771	790	779	751	909	859	758	850	892	910	931	909	887	869	847	825	810	796	777	763	748	730	715	697	683	668	一日ごみ量×365日
		一日ごみ量 [t/日]	2.11	2.16	2.13	2.06	2.49	2.35	2.08	2.33	2.44	2.49	2.55	2.49	2.43	2.38	2.32	2.26	2.22	2.18	2.13	2.09	2.05	2.00	1.96	1.91	1.87	1.83	原単位×計画収集人口÷10 ⁶
		原単位 [g/人/日]	279.2	289.7	291.7	282.7	346.7	336.3	298.8	339.6	367.0	383.3	394.7	392.6	390.5	388.4	386.3	384.2	384.2	384.2	384.2	384.2	384.2	384.2	384.2	384.2	384.2	384.2	384.2
	収集資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	619	521	523	497	454	417	389	364	389	379	376	369	361	354	347	339	332	325	318	310	307	299	292	285	277	270	原単位×計画収集人口×365÷10 ⁶
		一日ごみ量 [t/日]	1.70	1.43	1.43	1.36	1.24	1.14	1.07	1.00	1.07	1.04	1.03	1.01	0.99	0.97	0.95	0.93	0.91	0.89	0.87	0.85	0.84	0.82	0.80	0.78	0.76	0.74	年間量÷365
		原単位 [g/人/日]	224.2	191.0	195.9	187.1	173.1	163.3	153.3	145.4	160.0	159.6	159.2	158.8	158.5	158.3	158.0	157.8	157.6	157.4	157.3	157.1	156.9	156.8	156.7	156.5	156.4	156.3	156.3
	収集粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	99	61	72	64	61	59	52	48	58	55	55	55	51	51	51	47	47	47	44	44	44	44	40	40	40	37	原単位×計画収集人口×365÷10 ⁶
		一日ごみ量 [t/日]	0.27	0.17	0.20	0.18	0.17	0.16	0.14	0.13	0.16	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14	0.14	0.13	0.13	0.13	0.12	0.12	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	0.10	年間量÷365
		原単位 [g/人/日]	35.9	22.4	27.0	24.1	23.3	23.1	20.5	19.2	23.9	23.2	23.0	22.9	22.8	22.7	22.6	22.5	22.5	22.4	22.3	22.3	22.2	22.2	22.1	22.1	22.0	22.0	資料4
	直接搬入可燃ごみ	年間ごみ量 [t/年]				<1																							原単位×計画収集人口×365÷10 ⁶
		一日ごみ量 [t/日]				0.02																							年間量÷365
		原単位 [g/人/日]				2.6																							搬入量が微量であり最新年で横ばいとした
合計 (家庭系ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	1,489	1,372	1,374	1,319	1,424	1,335	1,199	1,262	1,339	1,344	1,362	1,333	1,299	1,274	1,245	1,211	1,189	1,168	1,139	1,117	1,099	1,073	1,047	1,022	1,000	975	上記年間ごみ量の合計	
	一日ごみ量 [t/日]	4.08	3.76	3.76	3.62	3.90	3.65	3.29	3.46	3.67	3.68	3.73	3.65	3.56	3.49	3.41	3.32	3.26	3.20	3.12	3.06	3.01	2.94	2.87	2.80	2.74	2.67	上記一日ごみ量の合計	
	原単位 [g/人/日]	539.3	503.1	514.5	496.5	543.1	522.7	472.7	504.2	550.9	566.1	578.0	575.9	571.3	570.7	568.3	563.4	564.0	565.2	562.4	563.0	565.7	564.4	562.9	561.9	562.7	561.7	年間ごみ量÷365日÷計画収集人口×10 ⁶	
事業系ごみ	許可業者可燃ごみ	年間ごみ量 [t/年]							2	10	12	13	15	15	15	15	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	一日ごみ量×365日	
		一日ごみ量 [t/日]								0.01	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	資料5
	直接搬入可燃ごみ	年間ごみ量 [t/年]							5	7	11	20	22	22	26	26	29	29	29	29	33	33	33	33	33	33	37	37	一日ごみ量×365日
		一日ごみ量 [t/日]							0.01	0.02	0.03	0.05	0.06	0.06	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.10	資料6
	直接搬入（家庭系混在）	年間ごみ量 [t/年]	180	170	180	183	150	176	189	226	248	246	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	一日ごみ量×365日
		一日ごみ量 [t/日]	0.49	0.47	0.49	0.50	0.41	0.48	0.52	0.62	0.68	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	資料7
合計 (事業系ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	180	170	180	183	150	176	196	243	271	279	282	282	286	286	289	292	292	292	296	296	296	296	296	296	300	300	上記年間ごみ量の合計	
	一日ごみ量 [t/日]	0.49	0.47	0.49	0.50	0.41	0.48	0.54	0.67	0.74	0.76	0.77	0.77	0.78	0.78	0.79	0.80	0.80	0.80	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.82	0.82	上記一日ごみ量の合計	
排出量計	可燃ごみ	年間ごみ量 [t/年]	771	790	779	758	909	859	765	867	915	943	968	946	928	910	891	872	857	843	828	814	799	781	766	748	738	723	
		一日ごみ量 [t/日]	2.11	2.16	2.13	2.08	2.49	2.35	2.10	2.38	2.50	2.58	2.65	2.59	2.54	2.49	2.44	2.39	2.35	2.31	2.27	2.23	2.19	2.14	2.10	2.05	2.02	1.98	
	資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	619	521	523	497	454	417	389	364	389	379	376	369	361	354	347	339	332	325	318	310	307	299	292	285	277	270	
		一日ごみ量 [t/日]	1.70	1.43	1.43	1.36	1.24	1.14	1.07	1.00	1.07	1.04	1.03	1.01	0.99	0.97	0.95	0.93	0.91	0.89	0.87	0.85	0.84	0.82	0.80	0.78	0.76	0.74	
	粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	279	231	252	247	211	235	241	274	306	301	300	300	296	296	296	292	292	292	289	289	289	289	285	285	285	282	
		一日ごみ量 [t/日]	0.76	0.64	0.69	0.68	0.58	0.64	0.66	0.75	0.84	0.82	0.82	0.82	0.81	0.81	0.81	0.80	0.80	0.80	0.79	0.79	0.79	0.79	0.78	0.78	0.78	0.77	
総排出量	年間ごみ量 [t/年]	1,669	1,542	1,554	1,502	1,574	1,511	1,395	1,505	1,610	1,623	1,644	1,615	1,585	1,560	1,534	1,503	1,481	1,460	1,435	1,413	1,395	1,369	1,343	1,318	1,300	1,275	収集ごみ量+直接搬入ごみ量	
	一日ごみ量 [t/日]	4.57	4.23	4.25	4.12	4.31	4.13	3.83	4.13	4.41	4.44	4.50	4.42	4.34	4.27	4.20	4.12	4.06	4.00	3.93	3.87	3.82	3.75	3.68	3.61	3.56	3.49	収集ごみ量+直接搬入ごみ量	
	原単位 [g/人/日]	604.4	565.4	581.9	565.4	600.3	591.6	549.9	601.3	662.4	683.6	697.7	697.7	697.1	698.8	700.2	699.2	702.5	706.5	708.5	712.1	718.0	720.0	722.0	724.7	731.5	734.5	年間ごみ量÷365日÷計画収集人口×10 ⁶	

注) 端数処理のため若干の誤差を含む。

◆図表2-6 ごみ排出量の実績値と将来推計値（ごみ排出抑制目標+分別促進目標達成）

		← 実績 推計 →											数値目標年度						計画目標年度				備考（推計）						
年度		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36		37	38	39	40	41	
人口	行政区域内人口 [人]	7,565	7,472	7,316	7,278	7,184	6,997	6,950	6,857	6,659	6,505	6,456	6,342	6,229	6,116	6,002	5,889	5,776	5,662	5,549	5,436	5,323	5,209	5,096	4,983	4,869	4,756	資料1	
	計画処理区域内人口 [人]	7,565	7,472	7,316	7,278	7,184	6,997	6,950	6,857	6,659	6,505	6,456	6,342	6,229	6,116	6,002	5,889	5,776	5,662	5,549	5,436	5,323	5,209	5,096	4,983	4,869	4,756	=行政区域内人口	
	収集ごみ																												=行政区域内人口
	自家処理人口 [人]																												
家庭系ごみ	収集可燃ごみ	年間ごみ量 [t/年]	771	790	779	751	909	859	758	850	892	910	931	898	869	840	810	781	767	752	737	723	708	694	679	661	646	631	一日ごみ量×365日
		一日ごみ量 [t/日]	2.11	2.16	2.13	2.06	2.49	2.35	2.08	2.33	2.44	2.49	2.55	2.46	2.38	2.30	2.22	2.14	2.10	2.06	2.02	1.98	1.94	1.90	1.86	1.81	1.77	1.73	原単位×計画収集人口÷10 ⁶
		原単位 [g/人/日]	279.2	289.7	291.7	282.7	346.7	336.3	298.8	339.6	367.0	383.3	394.7	388.6	382.5	376.4	370.3	364.2	364.2	364.2	364.2	364.2	364.2	364.2	364.2	364.2	364.2	364.2	364.2
	収集資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	619	521	523	497	454	417	389	364	389	379	376	376	380	380	380	383	376	365	358	350	343	336	329	321	314	307	原単位×計画収集人口×365÷10 ⁶
		一日ごみ量 [t/日]	1.70	1.43	1.43	1.36	1.24	1.14	1.07	1.00	1.07	1.04	1.03	1.03	1.04	1.04	1.04	1.05	1.03	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	年間量÷365
		原単位 [g/人/日]	224.2	191.0	195.9	187.1	173.1	163.3	153.3	145.4	160.0	159.6	159.2	162.8	166.5	170.3	174.0	177.8	177.6	177.4	177.3	177.1	176.9	176.8	176.7	176.5	176.4	176.3	資料3
	収集粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	99	61	72	64	61	59	52	48	58	55	55	55	51	51	51	47	47	47	44	44	44	44	40	40	40	37	原単位×計画収集人口×365÷10 ⁶
		一日ごみ量 [t/日]	0.27	0.17	0.20	0.18	0.17	0.16	0.14	0.13	0.16	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14	0.14	0.13	0.13	0.13	0.12	0.12	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	0.10	年間量÷365
		原単位 [g/人/日]	35.9	22.4	27.0	24.1	23.3	23.1	20.5	19.2	23.9	23.2	23.0	22.9	22.8	22.7	22.6	22.5	22.5	22.4	22.3	22.3	22.2	22.2	22.1	22.1	22.0	22.0	資料4
	直接搬入可燃ごみ	年間ごみ量 [t/年]				7																							原単位×計画収集人口×365÷10 ⁶
		一日ごみ量 [t/日]				0.02																							年間量÷365
		原単位 [g/人/日]				2.6																							搬入量が微量であり最新年で横ばいとした
合計 (家庭系ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	1,489	1,372	1,374	1,319	1,424	1,335	1,199	1,262	1,339	1,344	1,362	1,329	1,300	1,271	1,241	1,211	1,190	1,164	1,139	1,117	1,095	1,074	1,048	1,022	1,000	975	上記年間ごみ量の合計	
	一日ごみ量 [t/日]	4.08	3.76	3.76	3.62	3.90	3.65	3.29	3.46	3.67	3.68	3.73	3.64	3.56	3.48	3.40	3.32	3.26	3.19	3.12	3.06	3.00	2.94	2.87	2.80	2.74	2.67	上記一日ごみ量の合計	
	原単位 [g/人/日]	539.3	503.1	514.5	496.5	543.1	522.7	472.7	504.2	550.9	566.1	578.0	574.1	571.8	569.4	566.5	563.4	564.5	563.2	562.4	563.0	563.6	564.9	563.4	561.9	562.7	561.7	年間ごみ量÷365日÷計画収集人口×10 ⁶	
事業系ごみ	許可業者可燃ごみ	年間ごみ量 [t/年]							2	10	12	13	15	15	15	15	15	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	一日ごみ量×365日	
		一日ごみ量 [t/日]								0.01	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	資料5
	直接搬入可燃ごみ	年間ごみ量 [t/年]							5	7	11	20	22	22	26	26	29	29	29	29	33	33	33	33	33	33	37	37	一日ごみ量×365日
		一日ごみ量 [t/日]							0.01	0.02	0.03	0.05	0.06	0.06	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.10	資料6
	直接搬入（家庭系混在）	年間ごみ量 [t/年]	180	170	180	183	150	176	189	226	248	246	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	一日ごみ量×365日
		一日ごみ量 [t/日]	0.49	0.47	0.49	0.50	0.41	0.48	0.52	0.62	0.68	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	資料7
合計 (事業系ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	180	170	180	183	150	176	196	243	271	279	282	282	286	286	289	292	292	292	296	296	296	296	296	296	300	300	上記年間ごみ量の合計	
	一日ごみ量 [t/日]	0.49	0.47	0.49	0.50	0.41	0.48	0.54	0.67	0.74	0.76	0.77	0.77	0.78	0.78	0.79	0.80	0.80	0.80	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.82	0.82	上記一日ごみ量の合計
排出量計	可燃ごみ	年間ごみ量 [t/年]	771	790	779	758	909	859	765	867	915	943	968	935	910	881	854	828	814	799	788	774	759	745	730	712	701	686	
		一日ごみ量 [t/日]	2.11	2.16	2.13	2.08	2.49	2.35	2.10	2.38	2.50	2.58	2.65	2.56	2.49	2.41	2.34	2.27	2.23	2.19	2.16	2.12	2.08	2.04	2.00	1.95	1.92	1.88	
	資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	619	521	523	497	454	417	389	364	389	379	376	376	380	380	380	383	376	365	358	350	343	336	329	321	314	307	
		一日ごみ量 [t/日]	1.70	1.43	1.43	1.36	1.24	1.14	1.07	1.00	1.07	1.04	1.03	1.03	1.04	1.04	1.04	1.05	1.03	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	
	粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	279	231	252	247	211	235	241	274	306	301	300	300	296	296	296	292	292	292	289	289	289	289	285	285	285	282	
		一日ごみ量 [t/日]	0.76	0.64	0.69	0.68	0.58	0.64	0.66	0.75	0.84	0.82	0.82	0.82	0.81	0.81	0.81	0.80	0.80	0.80	0.79	0.79	0.79	0.79	0.78	0.78	0.78	0.77	
	総排出量	年間ごみ量 [t/年]	1,669	1,542	1,554	1,502	1,574	1,511	1,395	1,505	1,610	1,623	1,644	1,611	1,586	1,557	1,530	1,503	1,482	1,456	1,435	1,413	1,391	1,370	1,344	1,318	1,300	1,275	収集ごみ量+直接搬入ごみ量
一日ごみ量 [t/日]		4.57	4.23	4.25	4.12	4.31	4.13	3.83	4.13	4.41	4.44	4.50	4.41	4.34	4.26	4.19	4.12	4.06	3.99	3.93	3.87	3.81	3.75	3.68	3.61	3.56	3.49	収集ごみ量+直接搬入ごみ量	
原単位 [g/人/日]		604.4	565.4	581.9	565.4	600.3	591.6	549.9	601.3	662.4	683.6	697.7	695.9	697.6	697.5	698.4	699.2	703.0	704.5	708.5	712.1	715.9	720.6	722.6	724.7	731.5	734.5	年間ごみ量÷365日÷計画収集人口×10 ⁶	

注) 端数処理のため若干の誤差を含む。

◆図表2-7 ごみ処理内訳の将来推計結果

	実績	→	数値目標年度																	計画目標年度
			25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	
可燃ごみ		年間ごみ量 [t/年度]	943	968	935	910	881	854	828	814	799	788	774	759	745	730	712	701	686	
		一日ごみ量 [t/日]	2.58	2.65	2.56	2.49	2.41	2.34	2.27	2.23	2.19	2.16	2.12	2.08	2.04	2.00	1.95	1.92	1.88	
益田地区広域クリーンセンター	焼却A	年間ごみ量 [t/年度]	943	968	935	910	881	854	828	814	799	788	774	759	745	730	712	701	686	
		一日ごみ量 [t/日]	2.58	2.65	2.56	2.49	2.41	2.34	2.27	2.23	2.19	2.16	2.12	2.08	2.04	2.00	1.95	1.92	1.88	
溶融スラグ 【5.9%】	資源3	年間ごみ量 [t/年度]	56	57	55	54	52	50	49	48	47	46	46	45	44	43	42	41	40	
		一日ごみ量 [t/日]	0.15	0.16	0.15	0.15	0.14	0.14	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.12	0.12	0.12	0.12	0.11	0.11	
不燃物残渣 【3.8%】	埋立1	年間ごみ量 [t/年度]	36	37	36	35	33	32	31	31	30	30	29	29	28	28	27	27	26	
		一日ごみ量 [t/日]	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	
資源ごみ+粗大ごみ+直接搬入粗大ごみ 【100.0%】		年間ごみ量 [t/年度]	680	676	676	676	676	676	675	668	657	647	639	632	625	614	606	599	589	
		一日ごみ量 [t/日]	1.86	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.83	1.80	1.77	1.75	1.73	1.71	1.68	1.66	1.64	1.61	
直接資源ごみ 【23.1%】		年間ごみ量 [t/年度]	157	156	156	156	156	156	156	154	152	149	148	146	144	142	140	138	136	
		一日ごみ量 [t/日]	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.42	0.42	0.41	0.41	0.40	0.39	0.39	0.38	0.38	0.37	
資源 (ダンボール) 【16.6%】	資源1	年間ごみ量 [t/年度]	26	26	26	26	26	26	26	26	25	25	25	24	24	24	23	23	23	
		一日ごみ量 [t/日]	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	
資源 (新聞紙) 【35.0%】	資源1	年間ごみ量 [t/年度]	55	55	55	55	55	55	54	53	52	52	51	50	50	49	48	48		
		一日ごみ量 [t/日]	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.13	0.13	0.13		
資源 (雑誌) 【40.8%】	資源1	年間ごみ量 [t/年度]	64	63	63	63	63	63	62	62	61	60	60	59	57	57	57	55		
		一日ごみ量 [t/日]	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.17	0.17	0.17	0.17	0.16	0.15	0.15	0.16	0.16	0.15		
資源 (布) 【7.6%】	資源1	年間ごみ量 [t/年度]	12	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	10	10		
		一日ごみ量 [t/日]	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
資源ごみ+粗大ごみ+直接搬入粗大ごみ 【76.9%】		年間ごみ量 [t/年度]	523	520	520	520	520	520	519	514	505	498	491	486	481	472	466	461	453	
		一日ごみ量 [t/日]	1.43	1.42	1.42	1.42	1.42	1.42	1.42	1.41	1.38	1.36	1.35	1.33	1.32	1.29	1.28	1.26	1.24	
金属類 【15.7%】	資源2	年間ごみ量 [t/年度]	82	82	82	82	82	82	81	81	79	78	77	76	76	74	73	72	71	
		一日ごみ量 [t/日]	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.21	0.21	0.21	0.21	0.20	0.20	0.20	0.19	
ガラス類 【9.0%】	資源2	年間ごみ量 [t/年度]	47	47	47	47	47	47	47	46	45	45	44	44	43	42	42	41	41	
		一日ごみ量 [t/日]	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.11	0.11	
ペットボトル 【2.1%】	資源2	年間ごみ量 [t/年度]	11	11	11	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10		
		一日ごみ量 [t/日]	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
容器包装プラスチック 【16.4%】	資源2	年間ごみ量 [t/年度]	86	85	85	85	85	85	85	84	83	82	81	80	79	77	76	76	74	
		一日ごみ量 [t/日]	0.24	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.22	0.22	0.22	0.22	0.21	0.21	0.21	0.20	
プラスチック 【38.2%】	資源2	年間ごみ量 [t/年度]	200	198	198	198	198	198	199	197	193	190	188	185	183	181	178	176	172	
		一日ごみ量 [t/日]	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.54	0.52	0.53	0.52	0.50	0.49	0.49	0.48	0.48	0.48	
その他 【0.8%】	資源2	年間ごみ量 [t/年度]	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		一日ごみ量 [t/日]	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
不燃物残渣 【17.8%】	埋立2	年間ごみ量 [t/年度]	93	93	93	93	93	93	92	91	90	89	87	87	86	84	83	82	81	
		一日ごみ量 [t/日]	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.23	0.23	0.22	0.22	
ごみ排出量計		年間ごみ量 [t/年度]	1,623	1,644	1,611	1,586	1,557	1,530	1,503	1,482	1,456	1,435	1,413	1,391	1,370	1,344	1,318	1,300	1,275	
		一日ごみ量 [t/日]	4.44	4.50	4.41	4.34	4.26	4.19	4.12	4.06	3.99	3.93	3.88	3.81	3.75	3.68	3.61	3.56	3.49	
処理内訳	焼却処理	年間ごみ量 [t/年度]	943	968	935	910	881	854	828	814	799	788	774	759	745	730	712	701	686	
		一日ごみ量 [t/日]	2.58	2.65	2.56	2.49	2.41	2.34	2.27	2.23	2.19	2.16	2.12	2.08	2.04	2.00	1.95	1.92	1.88	
	益田地区広域クリーンセンター (益田広域市町村圏事務組合)	焼却A	年間ごみ量 [t/年度]	943	968	935	910	881	854	828	814	799	788	774	759	745	730	712	701	686
			一日ごみ量 [t/日]	2.58	2.65	2.56	2.49	2.41	2.34	2.27	2.23	2.19	2.16	2.12	2.08	2.04	2.00	1.95	1.92	1.88
	資源化		年間ごみ量 [t/年度]	643	640	638	637	635	633	632	625	614	604	598	590	583	573	565	558	548
			一日ごみ量 [t/日]	1.76	1.76	1.75	1.75	1.74	1.74	1.73	1.71	1.68	1.66	1.65	1.61	1.59	1.57	1.55	1.53	1.50
			資源化率	39.6%	38.9%	39.6%	40.2%	40.8%	41.4%	42.0%	42.2%	42.2%	42.1%	42.3%	42.4%	42.6%	42.6%	42.9%	42.9%	43.0%
	直接資源化	資源1	年間ごみ量 [t/年度]	157	156	156	156	156	156	156	154	152	149	148	146	144	142	140	138	136
			一日ごみ量 [t/日]	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.42	0.42	0.41	0.41	0.40	0.39	0.39	0.38	0.38	0.37
	鹿足郡不燃物処理組合 リサイクルプラザ 処理	資源2	年間ごみ量 [t/年度]	430	427	427	427	427	427	427	423	415	409	404	399	395	388	383	379	372
			一日ごみ量 [t/日]	1.18	1.17	1.17	1.17	1.17	1.17	1.17	1.16	1.13	1.12	1.11	1.09	1.08	1.06	1.05	1.04	1.02
	益田地区広域クリーンセンター 溶融スラグ	資源3	年間ごみ量 [t/年度]	56	57	55	54	52	50	49	48	47	46	46	45	44	43	42	41	40
			一日ごみ量 [t/日]	0.15	0.16	0.15	0.15	0.14	0.14	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.12	0.12	0.12	0.12	0.11	0.11
	埋立処分		年間ごみ量 [t/年度]	129	130	129	128	126	125	123	122	120	119	116	116	114	112	110	109	107
			埋立率	7.9%	7.9%	8.0%	8.1%	8.1%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.4%	8.4%
	直接埋立 (鹿足郡不燃物処理組合)	埋立1	年間ごみ量 [t/年度]	36	37	36	35	33	32	31	31	30	30	29	29	28	28	27	27	26
			一日ごみ量 [t/日]	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07
残渣埋立 (益田市)	埋立2	年間ごみ量 [t/年度]	93	93	93	93	93	93	92	91	90	89	87	87	86	84	83	82	81	
		一日ごみ量 [t/日]	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.24	0.24	0.24	0.24	0.23	0.23	0.22	0.22	

注) ・端数処理のため若干の誤差を含む。